

## 浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿・標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	廃棄
		行政文書管理システムに関する文書		5年	廃棄
	郵便	書留簿	・書留簿	5年	廃棄
		書留郵便物受領証綴		1年	廃棄
		書留郵便・配達証明郵便・現金書留郵便授受簿		1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
2 公印の管理に関する事項	公印	出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
	電子署名	利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
3 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
4 栄典又は表彰に関する事項	表彰・栄典 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	栄典又は表彰に関する文書		10年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
5 監査に関する事項	行政相談	行政相談処理台帳		3年	廃棄
		行政相談処理状況報告書		1年	廃棄
		苦情処理台帳		3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
6 人事に関する事項	期間業務職員	期間業務職員関係		5年	廃棄
	倫理	国家公務員倫理規定に基づく許可・承認に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
7 委員の委嘱に関する事項	委員の委嘱	委員の委嘱に関する文書		3年	廃棄
		委員の委嘱に関する報告書・個人別台帳		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
8 給与に関する事項	給与	基準給与簿		5年	廃棄
		職員別給与簿（その1、その2）		5年	廃棄
	諸手当	所得税に関する文書	・源泉徴収票 ・扶養控除申告書 ・保険料控除申告書	5年	廃棄
		通勤届及び同認定簿		5年	廃棄
		住居届及び同認定簿		5年	廃棄
		扶養親族届及び同認定簿		5年	廃棄
		広域異動手当支給調書		5年	廃棄
		単身赴任届及び同認定簿（人事院協議含む）		5年	廃棄
		諸手当の事後確認に関する文書		5年	廃棄
	債権発生	債権発生通知書（給与関係）		3年	廃棄
	昇給	給与関係（昇給等）発令通知書		1年	廃棄
	口座振込	給与の口座振込に関する文書		1年未満	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
9 契約に関する事項	契約	契約に関する文書		契約が終了する日にかかる特定日以後5年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
10 総務に関する事項	会議	会議に関する文書	・会議資料 ・会議伺 ・会場借上伺	1年	廃棄
	立替払	立替払に関する文書	・立替払伺書	1年	廃棄
	諸謝金	諸謝金に関する文書	・諸謝金、委員等旅費綴	1年	廃棄
	育英資金	遺児育英資金に関する文書		1年	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
	庁舎管理	庁舎等使用許可に関する文書		1年	廃棄
		物品販売等許可に関する文書		1年末満	廃棄
		掲示物許可に関する文書		1年	廃棄
		防火管理に関する文書		3年	廃棄
		庁舎等管理責任者代理者任命書		3年	廃棄
		庁舎等管理責任者補助者指定書		3年	廃棄
		火気責任者指定書		3年	廃棄
		庁舎管理記録簿		1年	廃棄
	講師派遣	講師派遣に関する文書		3年	廃棄
	自動車管理	安全運転管理者に関する文書		1年	廃棄
		タクシー借上に関する文書		1年	廃棄
		公用車使用伝票		1年	廃棄
	名義使用	地方整備局名義使用承認に関する文書		1年	廃棄
	PCB管理	PCB管理に関する文書		3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年末満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年末満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年末満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年末満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年末満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年末満	廃棄
11	費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書	1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年末満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年末満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年末満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年末満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年末満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年末満	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
12	勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書	3年	廃棄
		出勤簿		5年	廃棄
		出勤状況報告書		5年	廃棄
		超過勤務命令簿		5年	廃棄
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	廃棄
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	廃棄
		休暇簿		3年	廃棄
		離席願		3年	廃棄
		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿		3年	廃棄
		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
		代休日指定簿		3年	廃棄
		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	廃棄
		給与関係(昇給等)発令通知書		1年	廃棄
		勤務時間割振表(交通緩和関係官署)		1年	廃棄
		勤務状況報告書		1年	廃棄
		朝方勤務割振簿		3年	廃棄
		フレックスタイム制に関する文書	申し出割振り簿 状況申出書 状況変更届	3年	廃棄
		ゆう活に関する文書		3年	廃棄
	海外渡航	海外渡航承認申請書		3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
13	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
		旅費概算・精算払請求書		5年	廃棄
		出張計画書・旅行計画確認書		5年	廃棄
		日額出張命令書		1年未満	廃棄
		領収書等		5年	廃棄
		チェックシート		5年	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
14 職員の団体等に関する事項	労務	職員団体との交渉に関する文書	交渉関係	5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
15 非常勤職員の賃金その他の勤務条件に関する事項	非常勤職員	就労明細に関する帳簿	就労明細簿	30年	廃棄
		非常勤職員の賃金支給に関する文書	賃金報告及び支払簿	5年	廃棄
		非常勤職員の社会保険に関する文書	資格取得届 資格喪失届	3年	廃棄
		非常勤職員の雇用保険に関する文書	資格取得届 資格喪失届 離職票 国家公務員退職票	5年	廃棄
		非常勤職員出勤簿	非常勤職員出勤簿	3年	廃棄
		非常勤職員に関する文書	非常勤職員関係	5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
16 職員に貸与する宿舎に関する事項	宿舎	宿舎現況記録		5年	廃棄
		宿舎現況連絡票		3年	廃棄
		公務員宿舎現況表		1年	廃棄
		住宅事情調査票		3年	廃棄
		住宅事情調書		3年	廃棄
		省庁別宿舎現状調査表		5年	廃棄
		合同宿舎の被貸与者に係る転任等の通報		5年	廃棄
		国家公務員宿舎（省庁別）の廃止協議及び同意書		5年	廃棄
		国家公務員宿舎管理状況調査		3年	廃棄
		宿舎貸与申請及び承認書		1年	廃棄
		自動車の保管場所の貸与申請及び承認書		1年	廃棄
		損害賠償金軽減申請及び承認書		1年	廃棄
		有料宿舎の公用に供する部分の申請及び承認		5年	廃棄
		国家公務員有料宿舎使用料金額表		1年	廃棄
		宿舎使用料徴収に関する文書	宿舎使用料徴収関係	1年	廃棄
		宿舎退去届		1年	廃棄
		宿舎明渡猶予申請及び承認書		1年	廃棄
		宿舎維持管理関係		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
17 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項	児童手当及び子ども手当	子ども手当認定請求書	子ども手当関係	1年	廃棄
		子ども手当改定請求書		1年	廃棄
		子ども手当未支払請求書		1年	廃棄
		子ども手当現況届		1年	廃棄
		子ども手当消滅届		1年	廃棄
		子ども手当改訂届		1年	廃棄
		子ども手當に係るその他の提出資料に関する文書	児童手當に係るその他の提出資料	1年	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
17 職員の災害補償及び公務の執行により第三者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合における損害の賠償又は補償に関する事項	被服貸与	被服貸与に関する文書	被服貸与関係	1年	廃棄
		被服貸与簿		1年	廃棄
	健康・安全	健康管理医指名・解除確認簿		3年	廃棄
		健康・安全管理担当者・危害防止者通知に関する文書	健康・安全管理担当者・危害防止者通知関係	3年	廃棄
		健康診断綴		5年	廃棄
		個人票		5年	廃棄
		再検査・指導区分に関する文書	再検査・指導区分関係書	5年	廃棄
		カウンセラーに関する文書	カウンセラー関係書	5年	廃棄
		健康・安全管理委員会に関する文書	健康・安全管理委員会関係書	5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
18 災害協定に関する事項	災害補償	公務災害に関する文書	公務災害関係書	5年	廃棄
		事故に関する文書	事故関係書	5年	廃棄
		災害補償記録簿		30年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
19 災害協定に関する事項	災害協定	災害協定に関する文書	防災機関及び、各団体等との防災協定	30年	廃棄
		災害時の情報交換に関する協定	管内の市町村とのリエゾン協定	30年	廃棄
		通知・通達等		3年	廃棄
		通知・通達等（原議）		10年	廃棄

**浜松河川国道事務所総務課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
20	防災業務計画に関する事項	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
21	防災に関する事項	防災業務計画	防災業務計画書	10年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
		防災会議	防災会議に関する文書	3年	廃棄	
		防災計画	委員会・協議会等に関する文書（主催）	3年	廃棄	
			委員会・協議会等に関する文書（非主催）	1年	廃棄	
			ヘリコプター関連	1年	廃棄	
			TEC-FORCE派遣関連	1年	廃棄	
22	広報に関する事項	防災訓練	防災訓練に関する文書	3年	廃棄	
		防災に関する業務発注	業務委託等設計書	5年	廃棄	
			業務委託等報告書	5年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	
		行政機関のウェブサイトによる広報	行政機関のウェブサイト上の掲載文書	・ウェブサイト掲載コメント ・ウェブサイト掲載文書	常用	—
		SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による広報	SNS上の掲載文書	・SNS掲載コメント ・SNS掲載資料	常用	—

## 浜松河川国道事務所経理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
2 文書の管理等に関する事項	文書の管理等 重要な意思決定及び 跡付けの対象とならない内容	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3 公印の管理に関する事項	公印 重要な意思決定及び 跡付けの対象とならない内容	公印の登録・廃止に関する文書	・公印作成・廃止届	常用(無期限)	廃棄
		押印の手続き等に関する文書	・承認通知	1年	
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
4 個人情報保護に関する事項	個人情報保護 重要な意思決定及び 跡付けの対象とならない内容	個人情報保護に関する文書	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
		保有個人情報取扱状況記録台帳		5年	
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
勤務時間に関する事項	勤務時間 重要な意思決定及び 跡付けの対象とならない内容	休暇簿		3年	廃棄
		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
		代休指定簿		3年	廃棄
		フレックスタイム制に関する文書	・申告割振り簿 ・状況申出書 ・状況変更届	3年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所経理課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
21 予算及び決算に関する事項	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する軽微な経緯	予算の成立に至る過程が記録された文書で軽微な文書	・予算概算要求書(整備局→本省、事務所→本局) ・予算要求書(整備局→本省、事務所→本局) ・業務委託関係資料 ・一括配分予算関係	3年	廃棄
	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する特に軽微な経緯	予算の成立に至る過程が記録された文書で特に軽微な文書	・工事諸費要求書 ・各種調書	1年	廃棄
	歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書で特に軽微な文書		・支出負担行為限度額示達表 ・予算配分通知書 ・予算額等通知書 ・支出負担行為限度額要求書 ・流用申請書・流用通知書 ・予算額等変更申請書・配賦替申請書	1年	廃棄
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・支出負担行為限度額差引簿 ・債権管理簿 ・破産関係資料綴 ・督促記録書等 ・債権に係る戸籍・住民票等調査票 ・債権差押関係 ・履行延期特約関係文書 ・返還金債権に関する履行延期特約等承認綴 ・不納欠損整理簿 ・過誤納整理簿 ・歳入決算報告書 ・行政代執行関係 ・徴収簿・徴収整理簿 ・収入官吏現金出納簿 ・債権不納欠損協議書 ・領收済通知書 ・金融機関集計票 ・調査決定報告書、振替済通知書	5年	廃棄
			・決算額調書	3年	廃棄
			・予算総括簿 ・支出簿 ・支出計算書 ・支出決定簿	-	廃棄
	会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類		・前渡資金出納計算書及び同附属証拠書 ・歳入歳出外現金出納計算書及び同附属証拠書副本 ・収入金現金出納計算書及び同附属証拠書 ・債権管理計算書 ・歳入徴収額計算書及び同附属証拠書副本	5年	廃棄
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する軽微な経緯	決算の提出に至る過程が記録された文書で軽微な文書	・歳出決算純計額報告書 ・翌年度にわたる債務負担の承認請求書 ・繰越計算書	3年	廃棄
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する特に軽微な経緯	決算の提出に至る過程が記録された文書で特に軽微な文書	・繰越状況一覧表	1年	廃棄
重要な意思決定及び跡付けの対象となるない内容	正本・原本の写しとなる文書			1年未満	廃棄
	定型的・日常的な業務連絡・日程表等			1年未満	廃棄
	出版物・公表物を編集した文書			1年未満	廃棄
	所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書			1年未満	廃棄
	利用に適さなくなったことが明白な文書			1年未満	廃棄
	意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書			1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所経理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
23 会計に関する事項	会計 管理	資金前渡官吏に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿</li> <li>・債権管理簿</li> <li>・過誤納による償還関係</li> <li>・振出小切手1年経過による償還金</li> <li>・小切手原符・国庫金振替書原符</li> <li>・小切手・国庫金振替書受払簿</li> <li>・国庫金送金請求書及明細票</li> <li>・受入済通知書</li> <li>・国庫金振込明細票等記載事項訂正請求書</li> <li>・国庫金振込不能報告書</li> <li>・預託金払出決議書</li> <li>・国庫金振込取消請求書</li> <li>・振替済通知書</li> </ul>	5年	廃棄
		資金前渡官吏に関する軽微な文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前渡資金要求関係文書</li> <li>・資金前渡官吏引継目録</li> <li>・支払済通知書</li> <li>・国家公務員有料宿舎使用料金額表</li> <li>・預託金払入書</li> <li>・預託金領收証書</li> <li>・出納員任命簿</li> <li>・前渡資金決算純計額報告書(控)</li> <li>・債権発生通知書</li> <li>・資金交付書及び受領書</li> </ul>	3年	廃棄
		資金前渡官吏に関する特に軽微な文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前渡資金受領書</li> <li>・取引関係通知書</li> <li>・前渡資金要求関係</li> <li>・使者指定書</li> <li>・前渡資金決算見込純計額報告書(控)</li> </ul>	1年	廃棄
		会計検査院に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計検査院に対する回答書</li> <li>・会計実地検査関係書</li> <li>・会計実地検査提出資料</li> </ul>	5年	廃棄
		会計検査院に関する軽微な文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計実施検査実施状況報告書</li> </ul>	1年未満	廃棄
		会議に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議資料</li> </ul>	1年未満	廃棄
		会計事務取扱細則に関する軽微な文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務取扱細則に基づく特例申請</li> <li>・補助者個別任命書</li> <li>・出納員任命書</li> </ul>	3年	廃棄
		過年度に属する経費の支出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度に属する経費の支出について</li> </ul>	3年	廃棄
		補助者任命簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行職員の補助者任命</li> </ul>	3年	廃棄
		出納官吏検査綴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納官吏検査綴</li> </ul>	3年	廃棄
		歳出予算に係る概算払について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出予算に係る概算払について</li> </ul>	3年	廃棄
		請求書受理簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書受理簿</li> </ul>	1年	廃棄
	会計 出納	歳入歳出外現金出納官吏に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿</li> <li>・小切手原符・国庫金振替書原符</li> <li>・小切手・国庫金振替書受払簿</li> <li>・国庫金振込請求書及明細票(保管金払込・払出決議書)</li> <li>・歳入歳出外現金整理簿</li> </ul>	5年	廃棄
		支払に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国送金支払関係</li> <li>・支払通知書</li> </ul>	5年	廃棄
		相殺に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相殺通知書</li> </ul>	5年	廃棄
		源泉徴収に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬等支払調書</li> </ul>	5年	廃棄
		有価証券取扱主任官に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券整理簿</li> </ul>	5年	廃棄
		戻入(返納金)に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徵收回議書(返納金関係)</li> </ul>	5年	廃棄
		前渡資金返納に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入告知書発行決議書(前渡資金返納関係)</li> </ul>	3年	廃棄
	会計 歳入	納入告知書及び納付書原簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入告知書及び納付書原簿</li> </ul>	5年	廃棄
		納付書発行決議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付書発行決議書</li> </ul>	5年	廃棄
		歳入調定簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入調定簿</li> </ul>	5年	廃棄
		現金払込仕訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金払込仕訳書</li> </ul>	5年	廃棄
		現金・物品亡失処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金・物品亡失処理状況</li> </ul>	5年	廃棄
		債権管理引継書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理引継書</li> </ul>	5年	廃棄
		歳入決算純計額報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入決算純計額報告書</li> </ul>	5年	廃棄
		歳入決算見込額報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入決算見込額報告書</li> </ul>	5年	廃棄
		歳入決算見込純計額報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入決算見込純計額報告書</li> </ul>	5年	廃棄
		収納未済歳入額及びその後の収納状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納未済歳入額及びその後の収納状況報告書</li> </ul>	5年	廃棄
		訂正請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正請求書</li> </ul>	5年	廃棄
		徴収済額報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収済額報告書</li> </ul>	5年	廃棄

浜松河川国道事務所経理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書			1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
	会計システムに関する事項	意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
25 契約に関する事項	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
	契約に関する重要な経緯(契約担当課以外で保有する主に役務、物品契約に関するもの)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書		契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
		入札・契約手続運営委員会に関する		3年	廃棄
		事故発生報告書		5年	廃棄
	委員会関係	口頭注意・文書注意に関する文書		5年	廃棄
		公募型指名関係		5年	廃棄
		工事希望型指名関係		5年	廃棄
		プロポーザル関係		5年	廃棄
		契約原本（かし担保規定における修補等の請求期間が5年を超えるもの）		10年	廃棄
	契約原本	契約原本（上記に該当しないもの）		5年	廃棄
		受託・委託・附帯に関する契約		10年	廃棄
		契約原本10年保存にかかるもの（工事・建設コンサルタント等業務・物品・役務契約）		10年	廃棄
		契約原本5年保存にかかるもの（工事・建設コンサルタント等業務・物品・役務契約）		5年	廃棄
		受託・委託・附帯に関する契約		10年	廃棄
	契約台帳	年間委任状		1年	廃棄
		入札結果等	措置請求を行ったが、契約締結まで至らなかったものなど	1年	廃棄
		I Cカード関係	電子入札システムI Cカード使用簿	1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
26 国有財産に関する事項	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分に関する事務	国有財産台帳及び付属図面		常用	廃棄
		国有財産(不動産に限る。)の取得及び処分に関する決裁文書		30年	廃棄
		国有財産の貸付けその他の運用に関する決裁文書で運用期間を超えて保有することが必要な文書		運用終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
		国有財産の管理及び処分に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書		10年	廃棄
		国有財産台帳及び付属図面		常用	廃棄
		庁舎等管理簿		5年	廃棄
		売払関係書		20年	移管(処分決議のうち重要なものに限る)
		国有財産取得等申請・承認書		20年	移管(取得決議のうち重要なものに限る)
		取得協議書・新改築等申請書		20年	移管(取得決議のうち重要なものに限る)
		国有財産引継関係書		10年	廃棄
		国有財産異動報告書		10年	廃棄
		国有財産台帳(写・滅失)		10年	廃棄
		現在額関係書		10年	廃棄
		貸付使用許可関係		運用終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
		公用財産購入関係		20年	移管(取得決議のうち重要なものに限る)
		国有財産交換関係		20年	移管(取得決議のうち重要なものに限る)
		土地境界確定関係		30年	廃棄
		国有財産登記関係		30年	廃棄

**浜松河川国道事務所経理課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		公用財産の所管換・所属換関係		10年	廃棄
		国有財産の取得・処分関係(不動産に限る)		20年	移管(取得決議及び処分決議のうち重要なものに限る。)
		国有財産の取得・処分関係(土地に関するもの以外)		10年	廃棄
		財務監査関係書		10年	廃棄
		保全計画関係書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
27	物品管理に関する事項	物品管理に関する事務	物品管理計算書及び証拠書	5年	廃棄
		物品増減及び現在額報告書		5年	廃棄
		物品亡失・損傷報告関係		5年	廃棄
		物品管理計画表		3年	廃棄
		物品管理簿(備品・消耗品)		5年	廃棄
		物品借用簿(備品・消耗品)		5年	廃棄
		物品(備品・仮設物)受領簿		3年	廃棄
		物品関係補助簿		3年	廃棄
		物品(消耗品)受領書		3年	廃棄
		支給品受領書及び精算書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	物品寄附関係書		5年	廃棄
		物品売払関係書		5年	廃棄
		物品払出請求書		1年	廃棄
		物品措置請求書		1年	廃棄
		物品取得通知書		5年	廃棄
		物品受領・返納命令書		1年	廃棄
		不用物品等報告書		1年	廃棄
		不用決定等決議書		5年	廃棄
		物品管理換分類換決議書		5年	廃棄
		品目等改定決議書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	不用決定承認申請書・承認書		5年	廃棄
		物品管理換分類換承認申請書・承認書		5年	廃棄
		物品管理換協議書・引渡通知書		5年	廃棄
		物品管理官等任免関係		3年	廃棄
		定期(交替)検査関係		5年	廃棄
		中部地方整備局物品管理事務取扱細則等改正関係		5年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所用地課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
				事務所版	
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	
		行政文書管理に関する文書		5年	
		行政文書管理に関する文書 (一時的な取扱に関するもの)		3年	
		専決事項に関する文書		1年	
2 勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	廃棄
		出勤簿		5年	
		出勤状況報告書		5年	
		勤務時間報告書		5年	
		超過勤務命令簿		5年	
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	
		休暇簿		3年	
		離席願		3年	
		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿		3年	
		週休日の振替等通知書		3年	
		代休日指定簿		3年	
		フレックスタイム制に関する文書	・申告割り振り簿 ・状況申出書 ・状況変更届	3年	
		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	
		勤務状況報告書		1年	
3 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	海外渡航承認申請書		3年	廃棄
		保有個人情報の取扱いに関する文書	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
4 情報公開に関する事項	重要な意思決定及び跡付けの対象となる内容	意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	

## 浜松河川国道事務所用地課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
				事務所版	
5 個人番号関係に関する文書	個人番号	個人番号収集に関する文書		7年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象となる内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
6 用地取得等に関する事項	公共用財産の管理	国有財産の管理・引継・処分に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管換承認申請関係書</li> <li>・用途廃止関係書</li> <li>・土地交換関係書</li> <li>・寄付受納関係書</li> <li>・土地売却関係書</li> </ul>	30年	廃棄
	土地等の収用及び使用	事業認定申請に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定申請書</li> <li>・手続開始申立書</li> </ul>	5年	
		裁決申請に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁決申請及び明渡裁決申立書</li> <li>・裁決書</li> </ul>	10年	
		緊急使用許可に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地緊急使用許可申立書</li> </ul>	5年	
		代執行請求に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代執行請求書</li> <li>・代執行令書の通知</li> </ul>	10年	
		事業認定総括ヒアリングに関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定総括ヒアリング関係資料</li> <li>・土地收用連絡調整会議資料</li> </ul>	1年	
	土地の買収・借入及び寄付の受納等	土地売買等契約に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売買に関する契約書</li> <li>・権利消滅に関する契約書</li> <li>・損失補償台帳</li> </ul>	30年	
		土地使用等契約に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借地関係契約書</li> <li>・使用台帳</li> </ul>	5年	
		起工承諾に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起工承諾関係書</li> </ul>	5年	
		用地取得計画に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得計画書</li> <li>・用地ヒアリング資料</li> </ul>	1年	
		補償金支払に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出負担行為決議書</li> </ul>	1年	
		損失補償金額算定に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金算定書</li> <li>・局長承認上申関係書類</li> <li>・事務所長伺関係書類</li> <li>・補償金明細表</li> <li>・損失補償協議書</li> </ul>	5年	
		用地協議に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地交渉記録簿</li> <li>・議事録</li> </ul>	5年	
		用地関係事務費に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会謝金関係書</li> <li>・用地事務処理費関係書</li> </ul>	1年	
		用地先行取得に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画</li> <li>・契約書</li> <li>・進捗状況報告書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・再取得書類</li> <li>・支出決定(支払)決議書</li> </ul>	10年	
		税務に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議書</li> <li>・買取等申出証明書</li> </ul>	3年	
		業務委託に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託設計書</li> </ul>	3年	
		用地事務委託に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約依頼</li> <li>・契約書</li> <li>・進捗状況報告書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・支出決定(支払)決議書</li> </ul>	5年	
		用地実測図成果に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地実測平面図</li> </ul>	30年	
		用地測量等成果品に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地調査書</li> <li>・物件調査書</li> <li>・建物調査表</li> <li>・工作物調査表</li> <li>・立竹木調査表</li> </ul>	5年	

## 浜松河川国道事務所用地課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
				事務所版	
6 用地取得等に関する事項	土地の買収・借入及び寄付の受納等	用地業務広報に関する文書	・用地業務パンフレット	1年	廃棄
		公共施設管理者負担金に関する文書	・覚書 ・協定書 ・実績報告書 ・支出決定(支払)決議書	10年	
		用地業務資料に関する文書		3年	
	事業損失及び訴訟	事業損失に関する文書	・事前事後調査表 ・局長承認上申関係書類 ・事務所長伺関係書類	5年	
		訴訟・調停事件(用地事務関連)等に関する文書	・訴訟事件、調停事件に関する決裁 ・不在者財産管理人の選任の申立書 ・相続財産管理人の選任の申立書 ・清算人の選任の申立書	10年	
	調査・報告	用地取得に関する調査・報告	・調査書 ・報告書	1年	廃棄
		実績・進捗状況等報告に関する文書	・用地取得進捗状況報告書	3年	
	生活再建対策・代替地対策	生活再建対策に関する文書	・行政需要関係(ダム)	10年	廃棄
		代替地対策に関する文書		5年	
	用地関係システム	用地事務に関するシステムに関する文書		5年	廃棄
	会議	会議に関する文書	・会議資料	1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象となるない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
7 地籍整備に関する事項	地籍整備関係	国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証に関する文書	・申請書	10年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
	重要な意思決定及び跡付けの対象となるない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄
2			取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
3			決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
4			行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管・廃棄簿	20年	廃棄
5			行政文書管理システムに関する文書		5年	廃棄
6		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
7			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
8			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
9			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
10			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
11			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
12	個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
13			個人情報保護に関する文書		5年	廃棄
14		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
15			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
16			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
17			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
18			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
19			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
20	費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
21		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
22			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
23			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
24			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
25			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
26			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
27	勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	廃棄
28			出勤簿		5年	廃棄
29			出勤状況報告書		5年	廃棄
30			超過勤務命令簿		5年	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
31	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	廃棄
32		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	廃棄
33		休暇簿		3年	廃棄
34		離席願		3年	廃棄
35		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿		3年	廃棄
36		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
37		代休日指定簿		3年	廃棄
38		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	廃棄
39		給与関係(昇給等)発令通知書		1年	廃棄
40		勤務時間割振表(交通緩和関係官署)		1年	廃棄
41		勤務状況報告書		1年	廃棄
42		朝方勤務割振簿		3年	廃棄
43		フレックスタイム制に関する文書	申し出割振り簿 状況申出書 状況変更届	3年	廃棄
44		海外渡航	海外渡航承認申請書	3年	廃棄
45		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
46		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
47		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
48		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
49		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
50		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
51	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
52			旅費概算・精算払請求書	5年	
53			出張計画書・旅行計画確認書	5年	
54			2条日額出張命令書	1年未満	
55			領収書等	5年	
56			チェックシート	5年	
57	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容		正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
58			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
59			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
60			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
61			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
62			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
63	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	10年	廃棄
64			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
65			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
66			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
67			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
68			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
69			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
70	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	10年	廃棄
71			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
72			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
73			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
74			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
75			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
76			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
77	監査に関する事項	行政監察に関する内容等 行政相談に関する内容等 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	行政監察に関する文書	行政監察に関する資料等	5年	廃棄
78			行政相談に関する文書	行政相談処理関係書	3年	廃棄
79			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
80			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
81			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
82			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
83			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
84			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
85	会計に関する事項	会計 管理 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	会計検査院に関する文書	・会計検査院に対する回答書 ・会計実地検査関係書 ・会計実地検査提出書類	5年	廃棄
86			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
87			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
88			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
89			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
90			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
91			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
92	会議に関する事項	会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の経緯	会議の内容等が記録された文書	河川管理担当者会議資料	5年	廃棄
93				その他会議資料等	3年	廃棄
94		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
95			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
96			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
97			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
98			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
99			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
100	統計・調査に関する事項	統計・調査に関する目的 その他の経緯	統計・調査の内容等が記録された文書	河川管理統計報告	10年	廃棄
101				河川管理に関する調査資料等	5年	廃棄
102		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
103			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
104			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
105			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
106			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
107			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
108	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作成その他の予算に関する重要な経緯	予算要求	実施計画調書 最終変更調書	10年	廃棄
109			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
110		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
111			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
112			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
113			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
114			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
115	公共事業の実施に関する事項	測量業務に関する事項	基準点測量 路線測量 水準測量 河川測量 深浅測量 用地測量 地質調査 図化等	測量データ	3年	廃棄
116		検討業務に関する事項	業務委託設計書	設計書	3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
117		業務委託報告書	業務報告書	3年	廃棄
118	広報活動に関する事項	広報検討 広報資料	検討資料、パンフレット等 広報資料	3年	廃棄
119	会議に関する事項	地整内の会議(管内所長会議、担当者会議等) 自治体との事務的会議 学識者会議(堤防調査委員会)多自然川づくりサロン	会議資料 議事録	1年	廃棄
120	事業計画等に関する要望に関する事項	要望	要望書	1年	廃棄
121	直轄の河川事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他重要な経緯	昭和28年度以降総体計画 昭和38年度以降総体計画 工事実施基本計画 河川改修計画 その他計画	計画本文 計画附図	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降 10年	移管
122		河川整備基本方針 河川整備計画 河川環境管理基本計画 河川空間管理計画 水環境管理計画 総合土砂管理計画 その他計画	決裁文書 計画本文 計画附図 関係機関協議文書 審議会資料 流域委員会等会議資料 規約 議事録 意見等公募手続き文書  参考資料 業務報告書 業務設計書	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降 10年  3年	移管 廃棄
123		河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 特定構造物改築事業 総合内水緊急対策事業 河川防災ステーション整備計画 桜づみ整備計画 その他計画	決裁文書 承認申請 事業計画書	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降 10年	廃棄
124		水辺の楽校整備計画 かわまちづくり計画 水辺プラザ 魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業計画 総合水環境整備事業計画 自然再生計画 その他銳角	決裁文書 承認申請 事業計画書  参考資料 業務報告書 モニタリング調査報告	5年  3年	廃棄 廃棄
125		政策評価法による事前評価及び事後評価 ・事後評価を実施する事業	評価書 評価書要旨 費用対効果分析の算定 委員会資料 規約 議事録	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降 10年	廃棄 評価書のみ「移管」
126		政策評価法による事前評価及び事後評価 ・事後評価を実施しない事業	評価書 評価書要旨 費用対効果分析の算定 委員会資料 規約 議事録	事業終了の日に係る特定日以降5年	廃棄 評価書のみ「移管」
127					
128					

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
129		関係機関等との協議、調整に関する資料	協定書・覚書・確認書(重要なもの)	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	移管
130			協議申請書、通知文書等 協議・調整に関する資料	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	廃棄
131		事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書	設計台帳 設計書 仕様書 業者選定基準 入札結果 総合評価審査分科会に係る資料	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	廃棄
132		調査検討	地質調査・土質調査 河床材料調査 浸透点検 耐震点検 治水経済調査 流量改訂検討 河道計画検討 洪水氾濫検討 浸水実績図 氾濫シミュレーション 浸水想定区域図 洪水氾濫危険区域図 その他の検討	3年	廃棄
133	協定に関する事項	・受託協定 ・附帯協定 ・委託協定	決裁文書 協定文書	5年 (但し、重要なものは、30年)	廃棄
134		2条7号区間 (河川法施行令2条7号関係)	決裁文書 協定文書	10年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
135		補償工事協定	決裁文書 協定文書	5年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
136		施設引継関係	決裁文書 協定文書	5年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
137	工事に係る基礎資料 10億円以上の事業	予備・概略・詳細設計	業務報告書 協議資料 各種検討会	3年	廃棄
138		設計関係書類	設計台帳	完了後の事後評価終了の日	廃棄
139			入契資料 契約図書 設計書 工事成績評価書	完了後の事後評価終了後の日に係る特定日以降10年	廃棄
140		工事完了報告書	工事誌 完成図書	完了後の事後評価終了後の日に係る特定日以降10年	移管
141	工事に係る基礎資料 10億円未満の事業	予備・概略・詳細設計	業務報告書 協議資料 各種検討会	3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
142		設計関係書類	設計台帳 入契資料 契約図書 設計書 工事成績評価書	3年	廃棄
143		工事完了報告書	工事誌 完成図書	3年	廃棄
144		工事設計書等	工事設計書等	5年	廃棄
145			設計図書 設計書 工事関係書類	5年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
146			完成図	5年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
147	業務委託に関する事項	業務委託設計書	設計書	3年	廃棄
148		業務委託報告書	業務報告書	3年 (但し、重要なものは30年)	廃棄
149	設計審査差に関する事項	設計承認 設計審査会 施行条件検討委員会	設計承認 委員会資料	10年	廃棄
150	基準・運用に関する事項	基準・運用資料	構造設計要領 積算資料	3年	廃棄
151	災害復旧事業費要求に関する事項	災害申請	決裁書類 申請書類	1年	廃棄
152		実施計画作成	実施計画	10年	廃棄
153	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
154		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
155		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
156		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
157		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
158		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
159	栄典又は表彰に関する事項	表彰・栄典	栄典又は表彰に関する文書	10年	廃棄
160		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
161			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
162			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
163			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
164			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄
165			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所工務第二課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・ 行政文書ファイル管理簿 ・ 標準文書保存期間基準	常用（無期限）	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・ 受付簿 ・ 受付・受領簿	5年	
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・ 決裁簿 ・ 起案簿	30年	
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・ 移管・廃棄簿	20年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	
	公印	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	・ 公印作成・廃止届	1年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
3 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・ 保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
4 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	

## 浜松河川国道事務所工務第二課標準文書保存期間基準

## 浜松河川国道事務所工務第二課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
7 会計に関する事項	会計 管理	現金出納簿		5年	廃棄
		資金交付書及び受領書		3年	
		債権発生通知書		3年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	
		施設に関する重要な情報	施設に関する文書	・ 土木營繕施設完成図 ・ 構造計算書 ・ 計画通知関連書類 ・ 記載事項変更届	
		施設に関する点検調査	施設点検調査文書	・ 土木營繕施設実態調査報告書	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	
				30年	
				5年	
				5年	
8 施設に関する事項	施設に関する重要な情報	施工に関する協議	施工協議文書	・ 橋梁添架協議 ・ 立体交差（鉄道）設計・施工協議 ・ 上記以外の簡易な協議 ・ 届出・申請等	廃棄
		公共事業の実施に関する検討・調査	公共事業実施に関する検討・調査等文書	・ 工事に伴う事業損失調査	
		工事契約の履行	工事の履行に関する文書	・ 工事（施工管理）関係	
				・ 道交法80条協議	
				・ 道交法95条の2第2項の意見聴取	
				・ 工事検査に関する文書	
				・ 事故発生報告書（工事）	
				・ 届出・申請等	
		請願・要望	請願・要望に関する文書	1年	
		会議	会議に関する文書	1年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	

## 浜松河川国道事務所工務第二課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	
10 工事契約に関する事項	工事の契約	工事の契約に関する文書	・工事施行伺い ・工事設計書	5年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に		1年未満	
11 業務に関する事項	業務の契約	業務の契約に関する文書	・業務委託設計書 ・入札契約関係技術資料	3年	廃棄
		業務契約の履行	・業務委託報告書 ・工事検査に関する文書	3年 5年	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	
		利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	

浜松河川国道事務所 開発工務課 標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他他の予算に関する重要な経緯	予算要求	概算要求調書 二次要求調書 実施計画調書 最終変更調書	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
2				実施計画調書(ダム事業) 最終変更調書(ダム事業)	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
3		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
4			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
5			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
6			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
7			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
8			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
9	公共事業の実施に関する事項 【基礎的データ収集】	直轄のダム事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他重要な経緯	ダム基本計画	基本計画本文  決裁文書(副申) 基本計画 参考資料 計画の内容に関する根拠資料 参考資料	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年  完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年 3年	①移管(保存期間延長見込み有り)  ③廃棄(保存期間延長見込み有り)  ③廃棄(保存期間延長見込み有り)
10			ダム環境影響評価	技術検討委員会 議事録	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
11			ダム基本設計会議	会議資料 議事録	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
12			関係機関等との協議、調整に関する資料	協定書・覚書・確認書(重要なもの)  協議申請書、通知文書等 協議・調整に関する資料	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年  完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	①移管(保存期間延長見込み有り)  ③廃棄(保存期間延長見込み有り)
13			その他資料	個別ダムに係る資料綴り	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
14	入札契約等に関する事項	入札契約委員会関係資料 技術審査会関係資料 総合評価審査委員会関係資料	会議資料		3年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
15	【10億円以上の事業】 工事に係る基礎資料	予備・概略・詳細設計	業務報告書		3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
16		設計関係書類	工事成績評価書		完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
17		工事完了報告書	完成図書		完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	②移管(保存期間延長見込み無し)
18	【10億円以下の事業】 工事に係る基礎資料	予備・概略・詳細設計	業務報告書		3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
19		設計関係書類	工事成績評価書		3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
20		工事完了報告書	完成図書		3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
21		工事設計書等	設計書		5年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
22	業務委託に関する事項	業務委託設計書	設計書		3年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
23		業務委託報告書	業務報告書		3年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
24	設計審査に関する事項	設計承認	設計承認		10年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
25	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
26		定型的・日常的な業務連絡・日程表等			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
27		出版物・公表物を編集した文書			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
28		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
29		利用に適さなくなったことが明白な文書			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
30		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書			1年未満	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
31						
32						
33						

## 浜松河川国道事務所計画課標準文書保存期間基準

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1	都市計画に関する事項	都市計画法協議	都市計画同意書		5年	廃棄
			都市計画法協議	・23条6項協議	5年	
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		事業協定に関する事項	事業協定に関する文書	・事業協定書 ・細目協定書	協定有効期間終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
2	予算及び決算に関する事項	予算	道路事業調査費実施計画（概算要求）		10年	廃棄
			道路事業費実施計画（実施計画・精算変更）		10年	
			道路事業費実施計画（概算・予算・中間・補正）	道路事業費実施計画（概算・予算・中間・補正）	3年	
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3	公共事業の実施に関する事項	路線・円滑化	高規格B路線のインターチェンジ名称	・上申書（事務所→局） ・通知書（局→事務所）	5年	廃棄
			調査成果（調査費）		3年	廃棄
		協議	協議等		30年	廃棄
			文化財調査委託施行承認		1年	廃棄
		身分証明書	道路法66条に基づく身分証明書の発行		3年	廃棄
		情報公開	情報公開に関する資料		1年	廃棄
		施工に関する協議	施工協議文書	・橋梁添架協議	30年	廃棄
			施工協議文書	・立体交差（鉄道）設計・施工協議	10年	廃棄
		公共事業の実施に関する検討・調査	公共事業実施に関する検討・調査等文書	・工事に伴う事業損失調査	10年	廃棄
		会議	会議に関する文書	・会議資料	1年未満	廃棄
			委嘱関係資料	・委嘱依頼	1年	廃棄
		業務	業務委託に関する文書	・業務委託設計書 ・業務委託報告書	3年	廃棄
		測量	測量に関する文書		3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所計画課標準文書保存期間基準

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5	業務に関する事項	請願・要望	請願・要望に関する文書	・請願・要望書	10年	廃棄
		技術基準	技術基準に関する文書	・技術基準書	10年	廃棄
		各種調査	各種調査に関する文書	・調査依頼	1年未満	廃棄
		協議	協議・協定及び覚書等		10年	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
6	環境影響評価に関する事項	業務の契約	業務の契約に関する文書	・業務委託設計書 ・入札契約関係技術資料	3年	廃棄
		業務契約の履行	業務契約の履行に関する文書	・業務委託報告書	3年	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
7	道路環境に関する事項	環境影響評価	協議・協定及び覚書等		30年	廃棄
			環境影響評価書（事業アセス）	・環境影響評価書	30年	移管
			環境影響評価書（都計アセス）	・環境影響評価書	10年	移管
			会議に関する文書	・会議資料	1年	廃棄
			各種調査に関する資料	・調査依頼書	1年未満	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		道路環境	道路環境センサス関係書		30年	廃棄
			沿道環境整備事業		10年	廃棄
			会議に関する文書	・会議資料	1年	廃棄
			各種調査に関する資料	・調査依頼書	1年未満	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所計画課標準文書保存期間基準

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
8	広報に関する事項	広報	広報の予算及び決算に関する文書	・広報計画	3年	廃棄
			会議に関する文書	・会議資料	1年	廃棄
			各種調査に関する資料	・調査依頼書	1年未満	廃棄
			契約に関する文書	・契約に関する決裁文書 ・業務委託設計書	5年 3年	廃棄 廃棄
			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
9	景観等に関する事項	景観	協議に関する文書	・景観法協議書綴り	30年	廃棄
			会議に関する文書	・会議資料	1年	廃棄
			各種調査に関する資料	・調査依頼書	1年未満	廃棄
			契約に関する文書	・契約に関する決裁文書 ・業務委託設計書	5年 3年	廃棄 廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
10	道の駅に関する事項	道の駅	「道の駅」関係資料	登録申請書・シンボルマーク等使用許可	1年	廃棄
			契約に関する文書	・契約に関する決裁文書 ・業務委託設計書	5年 3年	廃棄 廃棄
			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
11	他の行政期間等との協議に関する事項	他機関関係	他機関関係資料	協力依頼・通知	1年未満	廃棄
			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所品質確保課標準文書保存期間基準

事項 (大分類)	業務の区分 (中分類)	当該業務に係る 行政文書の類型 (小分類)	具体例	保存 期間	保存期間 満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿・標準文書保存期間基準	常用 (無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	廃棄
		行政文書管理システムに関する文書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
2 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
4 勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	廃棄
		出勤簿		5年	廃棄
		出勤状況報告書		5年	廃棄

**浜松河川国道事務所品質確保課標準文書保存期間基準**

事 項 (大分類)	業務の区分 (中分類)	当該業務に係る 行政文書の類型 (小分類)	具体例	保存 期間	保存期間 満了時の措置
		超過勤務命令簿		5年	廃棄
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	廃棄
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	廃棄
		休暇簿		3年	廃棄
		離席願		3年	廃棄
		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿		3年	廃棄
		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
		代休日指定簿		3年	廃棄
		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	廃棄
		給与関係(昇給等)発令通知書		1年	廃棄
		勤務時間割振表(交通緩和関係官署)		1年	廃棄
		勤務状況報告書		1年	廃棄
		朝方勤務割振簿		3年	廃棄
		フレックスタイム制に関する文書	申し出割振り簿 状況申出書 状況変更届	3年	廃棄
	海外渡航	海外渡航承認申請書		3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
5	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
		旅費概算・精算払請求書		5年	廃棄
		出張計画書・旅行計画確認書		5年	廃棄
		日額出張命令書		1年未満	廃棄
		領収書等		5年	廃棄
		チェックシート		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所品質確保課標準文書保存期間基準**

事 項 (大分類)	業務の区分 (中分類)	当該業務に係る 行政文書の類型 (小分類)	具体例	保存 期間	保存期間 満了時の措置
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
6 公共事業の実施に関する事項	工事の安全	工事安全協議会	・支部活動状況	1年	廃棄
			・総会	1年	廃棄
	事故報告	現地事故調査委員会に関する文書	・事故発生報告書（工事）	3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
7 業務に関する事項	業務の契約	業務の契約に関する文書	・業務委託設計書	3年	廃棄
	業務契約の履行	業務契約の履行に関する文書	・業務委託報告書	3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
8 公共事業の品質確保に関する事項	工事(業務)検査	工事(業務)検査に関する文書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
	表彰	優良工事(業務)表彰に関する文書		5年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所品質確保課標準文書保存期間基準**

事 項 (大分類)	業務の区分 (中分類)	当該業務に係る 行政文書の類型 (小分類)	具体例	保存 期間	保存期間 満了時の措置
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
10	工事積算の基準に関する事項	損料	建設機械損料申請文書	5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
1 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	委員会等、複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他重要な経緯	各種委員会	規約 会議資料 議事録	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
			検討資料	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
個人又は法人の権利義務の特喪及びその経緯					
2 法人(地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	河川法に基づく協議等	協議資料	決裁文書 協議文書 回答文書 認可等資料	10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
				10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
				10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
				10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
				10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	景観法に基づく協議等	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
				1年未満	廃棄
その他の事項					
3 予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯	予算要求	概算要求調書 改要求調書 二次要求調書 実施計画調書 最終変更調書	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
			実施計画調書(ダム事業) 最終変更調書(ダム事業)	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
		事業実施に関する文書	実施計画承認 事業計画通知	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
			事業計画通知(ダム事業)	完了後の事後評価 終了の日に係る特定日以降10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※	
			利水者等負担金通知 (ダム事業)	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		予算配賦	予算の配賦通知	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		繰越国債	繰越明許費要求資料 国庫債務負担行為要求資料	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		その他の予算関係	行政事業レビュー	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		(3)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	会計検査資料	会計検査受検記録	5年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満 廃棄	
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満 廃棄	
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満 廃棄	
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満 廃棄	
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満 廃棄	
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満 廃棄	
4 公共事業の実施に関する事項	水理・水文データに関する事項	雨量 水位 地下水位 流量	時刻・日・月・年整理資料 観測流量表、野帳等 H-Q式、H-Q曲線、H- $\sqrt{Q}$ 図等 観測所台帳	30年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)	
			自記紙・観測生データ	5年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
			水文観測業務計画書	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		業務委託 設計書	施行伺い 見積依頼 設計書	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		業務委託 報告書	業務報告書	3年 (但し、重要なものは30年)	③廃棄(保存期間延長見込み有り)	
		水文観測品質照査検討会	委員委嘱 会議資料 議事録	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		水質 底質	観測生データ 時刻・日・月・年整理資料	30年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)	
			水質測定計画書	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
			水質測定計画の協議資料	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
			諏訪湖水質保全計画 関係	5年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	
		水質事故	水質事故対策運営要領 水質事故対策情報関係	10年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)	

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※
	測量業務に関する事項	基準点測量 路線測量 水準測量 河川測量 深浅測量 航空測量 用地測量 河川縦横断測量 LP計測 地質調査 河床材料調査 図化等 業務委託 設計書 業務委託 報告書	施行伺い 見積依頼 設計書  業務報告書  関係機関協議	3年  3年 (但し、重要なものは30年)  3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)  ③廃棄(保存期間延長見込み有り)  ④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	環境調査に関する事項	河川水辺の国勢調査 ・河川版 ・ダム湖版 業務委託 報告書	河川水辺の国勢調査 報告書	30年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		業務委託 設計書	設計書 アドバイザー委嘱 河川環境保全モニター委嘱	5年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
		業務委託 報告書	動物、植物、景観、地形、騒音、その他(微気象)等	10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		埋蔵文化財	業務報告書 施工記録 設計図	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		天然記念物	文化庁協議 決裁文書 協議書 参考資料	10年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		その他	調査報告	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	検討業務に関する事項	業務委託設計書	施行伺い 見積依頼 設計書	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
		業務委託報告書	業務報告書	3年 (但し、重要なものは30年)	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	業務検査に関する事項	検査関係書類	検査関係文書 検査結果関係文書	5年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	広報活動に関する事項	広報検討 広報資料	検討資料、パンフレット等	3年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	会議に関する事項	地整内の会議(管内所長会議、担当者会議等) 自治体との事務的会議 学識者会議	会議資料 議事録	1年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	事業計画等に関する要望に関する事項	要望書	要望書	1年	④廃棄(保存期間延長見込み無し)
	直轄の河川事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他重要な経緯	【現在の全体計画を補完する旧全体計画】 昭和28年度以降総体計画 昭和38年度以降総体計画 工事実施基本計画 河川改修計画 その他計画	決裁文書 申請書・承認書 計画本文 計画附図  参考資料 業務報告書	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年  3年	①移管(保存期間延長見込み有り)  ③廃棄(保存期間延長見込み有り)

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※
		<p>【現在の事業を実施するための大元の全体計画】 河川整備基本方針 河川整備計画 河川環境管理基本計画 河川空間管理計画 水環境管理計画 総合土砂管理計画 その他計画</p>	<p>計画本文 計画附図 審議会資料 流域委員会等會議資料 規約 議事録 意見公募手続き文書 参考資料 業務報告書</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年 3年</p>	<p>①移管(保存期間延長見込み有り) ③廃棄(保存期間延長見込み有り)</p>
		<p>【個々の事業計画】 激特事業 床上事業 復繁事業 総合内水対策事業 河川防災ステーション整備計画 桜づつみ整備計画 その他計画</p>	<p>決裁文書 承認申請 事業計画書 参考資料 業務報告書 モニタリング調査結果</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年 3年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り) ③廃棄(保存期間延長見込み有り)</p>
		<p>【個々の事業計画】 水辺の楽校整備計画 かわまちづくり計画 水辺プラザ 魚がのぼりやすい川づくり 推進モデル事業計画 内水処理計画 IT整備計画 総合水環境整備事業計画 自然再生計画 その他計画</p>	<p>決裁文書 承認申請 事業計画書 参考資料 業務報告書 モニタリング調査結果</p>	<p>5年 3年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り) ③廃棄(保存期間延長見込み有り)</p>
		中期計画 5箇年計画 NM計画	検討資料	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		<p>政策評価法による事前評価及び事後評価 ・事後評価を実施する事業</p>	<p>評価書 評価書要旨 費用対効果分析の算定 委員会資料 規約 議事録</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り) 評価書のみ「移管」※参考</p>
		<p>・事後評価を実施しない事業</p>	<p>評価書 評価書要旨 費用対効果分析の算定 委員会資料 規約 議事録</p>	<p>事業終了の日に係る特定日以後5年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り) 評価書のみ「移管」※参考</p>
		関係機関等との協議、調整に関する資料	<p>協定書・覚書・確認書(重要なもの)</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年</p>	<p>①移管(保存期間延長見込み有り)</p>
			<p>協議申請書、通知文書等 協議・調整に関する資料</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り)</p>
		事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書	<p>設計台帳 設計書 仕様書 業者選定基準 入札結果 総合評価審査分科会に係る資料</p>	<p>完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降10年</p>	<p>③廃棄(保存期間延長見込み有り)</p>

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※
		調査検討	地質調査・土質調査 河床材料調査 浸透点検 耐震点検 治水経済調査 流量改訂検討 河道計画検討 洪水氾濫検討 浸水実績図 氾濫シミュレーション 浸水想定区域図 洪水氾濫危険区域図 その他検討	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	洪水予報に関する事項	出水記録	出水記録	30年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		洪水予報	指定告示関係資料 (水防法第10条第2項) ・決裁文書 ・申請書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			検討資料	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			洪水予報業務細目協定 ・決裁文書 ・協議資料 ・回答文書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			洪水予報業務実施要領 ・決裁文書 ・協議資料 ・回答文書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		水防警報	指定告示関係資料 (水防法第16条第1項) ・決裁文書 ・申請書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			検討資料	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			水防警報実施規程 水防警報実施要領	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		重要水防箇所	重要水防箇所調書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		河川情報に関する協定	河川情報の相互配信に関する協定 ・決裁文書 ・協議資料 ・回答文書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			放送局への河川情報提供に関する協定 ・決裁文書 ・協議資料 ・回答文書	5年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	協定に関する事項	・受託協定 ・附帯協定 ・委託協定	決裁文書 協定文書	5年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
		2条7号区間 (河川法施行令2条7号関係)	決裁文書 通知文書	10年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
		補償工事協定	決裁文書 協定文書	5年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)

**浜松河川国道事務所流域治水課標準文書保存期間基準**

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例 (行政文書ファイル名)	保存期間	保存期間満了後の措置 ※
		施設引継関係	決裁文書 引継文書	5年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
		施設占用関係	決裁文書 引継文書	5年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
	入札契約等に関する事項	入札委員会関係資料 技術審査会関係資料 総合評価審査委員会関係資料 入札監視委員会関係資料	会議資料	3年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
	【10億円以下の事業】工事に係る基礎資料	予備・概略・詳細設計	業務報告書 協議資料 各種検討会	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		設計関係書類	設計台帳	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
			入契資料 契約図書 設計図 工事成績評価書	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
		工事完了報告書	工事誌 完成図書	3年	③廃棄(保存期間延長見込み有り)
	工事設計書等	工事設計書等	設計図書 設計書 工事関係書類	5年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
			完成図	5年 (但し、重要なものは30年)	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
	基準・運用に関する事項	基準・運用資料	構造物設計要領 積算資料 ダム工事積算資料	3年	④廃棄(保存期間延長見込みなし)
	事故対応	事故対応関係資料		一	一
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
5	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰に授与又ははく奪の重要な経緯	優良表彰(工事、業務:品質確保課)  水文観測員の表彰(大臣、局長、事務所長) 水文観測員の叙勲	選考基準 選考案 伝達 受章者名簿	10年  ④廃棄(保存期間延長見込み無し)

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事　　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	受付受領簿	5年	
		決裁文書の管理を行うための帳簿	起案簿	30年	
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管廃棄簿	30年	
		標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	20年	
		保有個人情報取扱状況記録台帳	保有個人情報取扱状況記録台帳	10年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなつたことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
個人又は法人（国・地方公共団体含む）の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係	当該占用施設の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			工作物の新築・改築等の許可関係	当該工作物が撤去された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	
			土石等の採取の許可関係		
			土地の掘削等の許可関係		
			河川保全区域内の許可関係	許認可等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	
			河川予定地内の許可関係		
			流水の占用の許可関係	当該流水の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			流水の占用の許可関係〔暫定許可〕		
			国土交通大臣の認可等（法第79条）関係		

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
個人又は法人（国・地方公共団体含む）の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	特定採取に関する協定書	許認可等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	許認可等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			河川管理施設の引継関係書	10年	廃棄
			完成検査関係書	当該工作物が撤去された日（又は許認可等の効力が消滅する日）の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			権利の譲渡承認関係書	当該占用施設の占用が廃止（工作物の撤去又は流水占用の廃止）された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			操作管理規定の承認関係書	当該占用施設の占用が廃止（工作物の撤去又は流水占用の廃止）された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			取水・管理規程承認関係書	当該流水の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄
			管理主任技術資格認定関係書	30年	廃棄
			許認可等に関する届出・報告等に関する文書	地位承継届 慣行水利権届出書	当該占用施設の占用が廃止（工作物の撤去又は流水占用の廃止）された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年
			取水量報告 管理主任技術者選任届（水利） 砂利採取法に基づく業務状況報告書	10年 1年 5年	廃棄 廃棄 廃棄
		不利益処分に関する重要な経緯	施工届	1年	廃棄
			監督処分関係書 原因者負担金負担命令等関係書	当該処分等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄 廃棄
			行政代執行関係書		廃棄
	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する文書	訴訟関係書（訴状・期日呼出状）	訴訟が終結する日の属する年度の翌年度の4月1日以後10年	廃棄	
		訴訟関係書（答弁書・準備書面等）			

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	判決書又は和解調書	判決書又は和解調書	訴訟関係書（判決書・和解調書）		
		訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書（処分案・理由等）	係争が終結する日の属する年度の翌年度の4月1日以後3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
		河川法に基づく台帳等に関する事項	河川法に基づく台帳等に関する事項（常時）	河川現況台帳	常用（無期限）
		河川法に基づく台帳等の作成		河川現況台帳附図	常用（無期限）
		河川法に基づく台帳等の作成		水利台帳	常用（無期限）
		河川法に基づく台帳等の作成		水利台帳附図	常用（無期限）
河川法に基づく台帳等に関する事項	河川法に基づく台帳等の作成	河川現況台帳	河川現況台帳（廃止分）	10年	廃棄
		河川現況台帳附図	河川現況台帳附図（廃止分）	10年	廃棄
		水利台帳	水利台帳（廃止分）	10年	廃棄
		水利台帳附図	水利台帳附図（廃止分）	10年	廃棄
	廃川等により廃止された台帳等	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
予算及び決算に関する事項	歳入、歳出、繰続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要	予算要求	概算要求調書 改要求調書 二次要求調書 実施計画調書 最終変更調書	10年	廃棄
		繰越国債	繰越明許費要求資料 国庫債務負担行為要求資料	10年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
公共事業の実施に関する事項	河川管理に関する事項	河川法に基づく指定関係	一級河川の指定関係	10年	廃棄
			一級河川の管理区間の指定関係		
			河川区域の指定関係		
			河川保全区域の指定関係		
			河川予定地の指定関係	10年	廃棄
			河川立体区域の指定関係		
			樹林帯区域の指定関係		
		舟又はいかだの通行制限関係	自動車等の乗り入れ禁止区域の指定関係	10年	廃棄
			竹木の伐採の許可を要する区域の指定関係		
			廃川敷地関係書	30年	廃棄
		訓令及び通達の立案の検討その他重要な経緯	通知等文書	10年	廃棄
		行政監察に関する文書	行政監察に関する資料等	5年	廃棄
		行政相談に関する文書	行政相談処理関係書	3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
公共事業の実施に関する事項	河川管理に関する事項	統計・調査に関する事項	河川管理統計報告	10年	廃棄
			河川管理に属する調査資料等	5年	廃棄
		河川法に基づく協議等	河川法第15条協議関係書	30年	廃棄
			兼用工作物管理協定	30年	廃棄
		河川法以外の法律に基づく協議等	漁業権の漁業計画協議	10年、5年	廃棄
			港湾法関係協議	10年	廃棄
			都市計画法関係協議	10年	廃棄
			鳥獣保護法設定に関する協議	10年	廃棄
			土地収用法関係協議	10年	廃棄
			文化財保護法関係協議	10年	廃棄
			公有水面埋立免許承認関係書	10年	廃棄
			土地改良法、区画整理事業編入承認関係書	10年	廃棄
			自然公園法簡易協議	10年	廃棄
			鉱業法に基づく協議	10年	廃棄
河川管理の業務に関する文書	協定書	30年	廃棄		
	合意書	10年	廃棄		
	協議書	5年	廃棄		
	要望書等	1年	廃棄		
	実施計画	3年	廃棄		
河川の砂利等に関する文書	砂利採取基本計画 砂利採取規制計画 ・承認申請 ・承認	10年	廃棄		
	特定採取計画書承認申請 ・承認申請 ・承認	10年	廃棄		

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		河川の施設管理に関する事項	協定書 施設引継関係 操作規則・要領承認申請 ・承認申請・制定 点検関係資料 ・安全利用点検 ・出水期前点検 協議申請書、通知文書等 協議・調整に関する資料 (道路占用申請等含む)	完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降30年 5年 (但し、重要なものは30年) 30年 5年 完了後の事後評価終了の日に係る特定日以降5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
		河川敷地の管理に関する事項	河川敷地境界関係書	30年	廃棄
		維持管理に関する資料	河川維持管理計画	5年	廃棄
		河川巡視に関する事項	河川巡視計画書 河川巡視員任命関係書 河川巡視報告書等	3年 5年 3年	廃棄 廃棄 廃棄
		水質・環境等に関する事項	・水質保全対策連絡協議会 規約 会議資料 ・水質保全対策連絡協議会 検討資料	10年(但し、軽微なものは5年) 3年	廃棄 廃棄
		渇水対策に関する事項	渇水対策関係書類 渇水対策運営計画書 渇水状況報告、渇水対策協議会	10年 1年 3年	廃棄 廃棄 廃棄
		安全・利用に関する事項	・水難事故連絡協議会 規約 会議資料 議事録 ・水難事故連絡協議会 検討資料 事故発生報告書	10年 3年 5年	廃棄 廃棄 廃棄
		広報活動に関する事項	広報検討 広報資料	3年	廃棄
		河川愛護に関する資料	河川愛護モニター関係 河川愛護月間関係 天竜川クリーン作戦	3年(通知等軽微なものは1年)	廃棄

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
公共事業の実施に関する事項	ダム管理に関する事項	ダム管理に関する記録	管理年報	30年	廃棄	
			・堤体観測結果 ・漏水観測結果 ・地震記録 ・貯水池法面記録 ・各種保守記録 ・各種点検記録 ・地震時点検記録	30年	廃棄	
			定期検査、堆砂報告書	5年	廃棄	
			堆積資料	5年	廃棄	
			管理日報	3年	廃棄	
			洪水調節報告	3年	廃棄	
			操作に関する事項	30年	廃棄	
			・操作規則 ・細則 ・ただし書き要領 ・弾力的管理試験要領他			
			ダム管理の委員会に関する文書	5年	廃棄	
			ダム管理に関する文書	法定協議に関するもの	30年	廃棄
	工事設計等に関する事項	予備・概略・詳細設計	通知	10年	廃棄	
			兼用工作物協定、各種協定書	5年	廃棄	
			利水者に関する事項	各種協議関係、各種覚書	3年	廃棄
			委託協定 受託協定 附帯協定	決裁文書 協定文書	5年（但し、重要なものは30年）	廃棄
			業務報告書 協議資料 受託審査会他各種検討会	10年（受託審査会以外は3年）	廃棄	
公共事業の実施に関する事項		設計関係書類	設計図書 設計書 工事関係書類	5年	廃棄	
			入契資料 契約図書 設計図 工事成績評価書	3年	廃棄	
			完成図、設計台帳、測量データ、工事誌	5年、（但し、重要なものは30年）	廃棄	
		設計台帳、工事誌	5年、（但し、重要なものは30年）	5年、（但し、重要なものは30年）	廃棄	
			工事完了報告書	3年	廃棄	

## 浜松河川国道事務所河川管理課標準文書保存期間基準

事　　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		業務委託に関する事項	業務委託設計書	3年	廃棄
			業務委託報告書	3年（但し、重要なものは30年）	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所道路管理第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	30年	廃棄
		行政文書管理システムに関する文書		5年	廃棄
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
2 都市計画に関する事項	都市計画法協議	都市計画同意書		5年	廃棄
		都市計画法協議	・23条6項協議	5年	
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3 管理瑕疵に関する事項	管理瑕疵	事故発生に関する文書	・事故発生報告書	5年	廃棄
		示談締結に関する文書	・示談締結伺書	5年	廃棄
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
4 監査に関する事項	行政相談	行政相談に関する文書	・行政相談処理台帳	3年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所道路管理第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5 管理協定に関する事項	管理協定 重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	管理協定に関する文書	・管理協定書	協定有効期間終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
6 道路占用に関する事項	高架下利用 道路法第32条・第35条	高架下利用に関する文書	・高架下利用計画策定書	管理終了の日に係る特定日以後5年	廃棄
		道路占用許可書に関する文書（路政課掌握分に限る）	・道路占用許可書 ・債権発生通知書	許可の効力消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
			・道路占用許可書(適格請求書交付対象)	占用期間の末日の属する年度の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後5年	廃棄
		道路占用許可書に関する文書		許可の効力消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	道路法第37条	占用の禁止又は制限区域の指定又は解除に関する文書		特定日以後10年	廃棄
	道路法第48条の24	道路の占用協議に関する文書	・道路占用回答書 ・債権発生通知書	効力消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
	道路損傷	道路附属物等復旧に関する文書	・道路損傷確認書 ・債権発生通知書 ・道路附属物等復旧工事施工状況報告書	5年	廃棄
		微収職員任命に関する文書	・微収職員任命簿 ・微収職員交付簿	5年	廃棄
	契約	契約に関する文書	・業務委託設計書 ・業務委託報告書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
	違法放置物件	違法放置物件保管に関する文書	・公示書	5年	廃棄
	道路区域	道路区域の決定又は変更に関する文書		道路廃止の日に係る特定日以後10年	廃棄
	供用	供用の開始又は廃止に関する文書		道路廃止の日に係る特定日以後10年	廃棄

## 浜松河川国道事務所道路管理第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
7 道路の管理に関する事項	道路保全立体区域	道路保全立体区域の指定に関する文書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	自動車専用道路	自動車専用道路の指定に関する文書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	自転車専用道路	自転車専用道路の指定に関する文書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	事務引継	管理事務引継に関する文書 ・改築事務所から管理事務所への引継 ・地方公共団体への引継		管理事務所への引継 ・地方公共団体への引継	管理終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
	その他施設管理者	道路以外の施設管理者等との協議に関する文書		協議有効期間終了の日に係る特定日以後10年	廃棄	
		軌道法及び地方鉄道法意見書に関する文書		30年	廃棄	
	権限代行	権限代行工事の開始又は完了に関する文書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	道路敷地	道路敷地の管理に関する文書 ・境界確認 ・所管換、交換 ・不要物件処分		30年	廃棄	
		公用用財産の監査に関する文書		5年	廃棄	
	指定区間	一般国道指定区間調書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	道路監理員	道路監理員の任命に関する文書		3年	廃棄	
	道路情報モニター	道路情報モニターの任命に関する文書		3年	廃棄	
	情報公開	情報公開に関する文書		1年	廃棄	
	沿道区域	沿道区域の指定に関する文書		指定解除の日に係る特定日以後10年	廃棄	
	道路法第24条	道路工事施工承認（重要なもの）		30年	廃棄	
		道路工事施工承認（重要なものは除く）		5年	廃棄	
	行政代執行	行政代執行に関する文書		10年	廃棄	
	監督処分	監督処分（道路法第71条）		10年	廃棄	
		監督処分に伴う補償（道路法第72条）		処分がされる日に係る特定日以降5年	廃棄	
		移設補償（道路法第71条第2項第1号に伴うもの）に関する文書		処分がされる日に係る特定日以降5年	廃棄	
	行政不服審査	行政不服審査に関する文書 ・行政不服審査弁明書		裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄	
	重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	

## 浜松河川国道事務所道路管理第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
8 業務に関する事項	業務の契約 業務契約の履行 重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	業務の契約に関する文書	・業務委託契約書 ・入札契約関係技術資料	3年	廃棄
		業務契約の履行に関する文書	・業務委託報告書	3年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
9 広報に関する事項	道路ふれあい月間 全国交通安全運動 重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	道路ふれあい月間にに関する文書	・実施報告書	1年	廃棄
		全国交通安全運動に関する文書		1年	廃棄
		正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
10 道路の管理の実施に関する事項	道路管理	道路管理データに関する文書	・道路管理データブック	30年	廃棄
		業務委託に関する文書	・業務委託設計書 ・業務委託契約書	5年	廃棄
		要望・請願に関する文書	・要望書 ・請願書	3年	廃棄
		気象観測資料（雨量・雪水）に関する文書	・気象観測資料（雨量・雪水）	30年	廃棄
		道路台帳に関する文書		30年	廃棄
		橋梁等重要構造物応力に関する文書		30年	廃棄
		工事完成図に関する文書		30年	廃棄
		協議・協定及び覚書等		10年	廃棄
		道路附属物等破損事故に関する文書		5年	廃棄
		指定区間にに関する文書	・指定区間調査の申請資料 ・道路施設現況調査 ・直轄指定区間現況調査	3年	廃棄
		苦情処理に関する文書	・苦情処理台帳	3年	廃棄
		道路交通管理統計調査に関する資料		3年	廃棄
		災害時における災害応急対策業務に関する協定に関する文書		3年	廃棄
		道路情報（通行規制・気象情報・道路災害）に関する文書		3年	廃棄
		ボランティア・サポート・プログラムに関する検査関係事項関係書		1年	廃棄
				3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所道路管理第一課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11	特殊車両の通行に関する許可及び指導取締に関する事項	管理企画	構築したシステムに関する文書	・構築したシステム等	10年	廃棄
			異常気象時における道路の災害防止のための基準に関する文書	・異常気象時における道路の災害防止のための「異常気象時の通行規制区間」及び「通行規制基準」	5年	廃棄
			道路防災週間	・道路防災週間関係資料	1年	廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
			特殊車両通行許可(47条の2)関係書		3年	廃棄
12	他の行政機関との協議に関する事項	他機関関係	特殊車両指導取締(47条の3)関係書		3年	廃棄
			特殊車両重量計に関わる事項		3年	廃棄
			自衛隊特殊車両通行関係書	通行照会書・通行通知書・回答書	1年	廃棄
			車両制限令第3条第1項第2号(重さ指定道路)関		5年	廃棄
			車両制限令第3条第1項第3号(高さ指定道路)関		5年	廃棄
			道路情報便覧関係書		1年	廃棄
			道路運送車両法関係書		1年	廃棄
			他機関関係資料	・協力依頼・通知 ・道路占用協議関係	1年 5年	廃棄 廃棄
		重要な意志決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			掌握事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意志決定の途中段階で作成した当該意志決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所道路管理第二課標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	廃棄
		行政文書管理システムに関する文書		5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
		個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
2 個人情報保護に関する事項	道路管理	橋梁等重要構造物応力に関する文書		30年	廃棄
		工事完成図に関する文書		30年	廃棄
		設計協議に関する文書		10年	廃棄
		施工協議に関する文書		10年	廃棄
		工事に関する施工協議		3年	廃棄
		関係機関との協議等		10年	廃棄
		緊急点検に関する文書		5年	廃棄
		技術基準に関する文書		5年	廃棄
		請願・要望書に関する文書	・請願・要望書	3年	廃棄
		会議に関する資料	・会議資料	1年未満	廃棄
		各種調査に関する資料	・調査依頼	1年未満	廃棄
		維持修繕	道路事業費実施計画(実施計画・精算変更)に関する文書	10年	廃棄
		道路事業費実施計画(概算・予算・中間・補正)に関する文書		3年	廃棄
		道路災害復旧に関する文書		10年	廃棄
		災害復旧工事(申請)に関する文書		10年	廃棄
		道路防災総点検結果に関する文書		10年	廃棄
		技術基準に関する文書	・技術基準書	5年	廃棄
		請願・要望に関する文書	・請願・要望書	3年	廃棄
		会議に関する文書	・会議資料	1年未満	廃棄
		各種調査に関する文書	・調査依頼	1年未満	廃棄
		道路保全企画	・会議資料 ・橋梁保全判定会資料 ・法面保全判定会資料	1年未満 5年	廃棄 廃棄
		会議に関する文書		1年未満	廃棄
		各種調査に関する文書	・調査依頼	1年未満	廃棄
		技術基準に関する文書	・技術基準書	5年	廃棄
		防災ドクター委嘱関係資料		1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
4 交通安全対策の実施に関する事項	予算	道路事業費実施計画(概算・予算・中間・補正)		3年	廃棄
		交通安全	道路整備五箇年計画	5年	廃棄
		請願・要望書		1年	廃棄
		交通事故調査書		5年	廃棄
		道の駅	「道の駅」資料	1年	廃棄
		標識	標識BOX	3年	廃棄
		会議	会議資料	1年未満	廃棄
		調査依頼		1年未満	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄

**浜松河川国道事務所道路管理第二課標準文書保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5 工事に関する事項	工事の契約	工事の契約に関する文書	・工事設計書、施工図承	5年	廃棄	
	工事契約の履行	工事の履行に関する文書	・事故発生報告書(工事)	3年	廃棄	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容		・建設リサイクル第11条(通知)	1年	廃棄	
			・関係機関等への依頼・要	1年	廃棄	
	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄		
	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄		
	出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄		
	所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄		
	意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄		
	業務の契約	業務の契約に関する文書	・業務委託設計書 ・入札契約関係技術資料	3年	廃棄	
6 業務に関する事項	業務契約の履行	業務契約の履行に関する文書	・業務委託報告書	3年	廃棄	
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄	
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
	業務の契約	業務の契約に関する文書				
	業務契約の履行に関する文書					
	正本・原本の写しとなる文書					
	定型的・日常的な業務連絡・日程表等					

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に當時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	廃棄	
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年		
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年		
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年		
		標準文書保存期間基準	・標準文書保存期間基準	30年		
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満		
2 公印の管理に関する事項	公印	公印の登録・廃止に関する文書	・公印作成・廃止届	30年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満		
3 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満		
4 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄	

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	
5 人事に関する事項	倫理	国家公務員倫理規定に基づく許可・承認に関する文書		1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	
	期間業務職員	期間業務職員関係		5年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	
6 勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	
		出勤簿		5年	
		出勤状況報告書		5年	
		超過勤務命令簿		5年	
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	
		休暇簿		3年	
		離席願		3年	
		ソフウェアヨリ行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認書		3年	
		週休日の振替等通知書		3年	
		代休日指定簿		3年	
		超勤代休時間指定簿		3年	
		健康休付のため勤務しないことの承認申請書		3年	
		給与関係（昇給等）発令通知書		1年	

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
6		勤務時間割振表（交通緩和関係官署）		1年	廃棄	
		勤務状況報告書		1年		
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満		
		海外渡航	海外渡航承認申請書	3年		
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満		
		旅行命令・依頼簿		7年		
		旅費概算・精算払請求書		7年		
		旅費支出負担行為決議書		7年		
		旅行計画確認書		5年		
		出張計画書		5年		
7	旅費に関する事項	旅費	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
			現金出納簿			
			資金交付書及び受領書			
			債権発生通知書			
			予算額等通知書			
			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	
			現金出納簿			
			資金交付書及び受領書			
			債権発生通知書			
			予算額等通知書			
8	会計に関する事項	会計	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
			現金出納簿			
			資金交付書及び受領書			
			債権発生通知書			
			予算額等通知書			
9	評価に関する事項	建設機械評価に関する文書	建設機械評価調書	3年	廃棄	
				3年		

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満		
10	施工調査に関する事項	施工調査	施工調査に関する文書	調査等報告書	3年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄	
11	整備計画に関する事項	整備計画	建設機械整備計画に関する文書	建設機械整備事業実施計画書・変更承認書 建設機械整備費に係る地方負担金調書 建設機械評価調書	3年	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄	
12	機械設備に関する事項	機械設備	機械整備(工事)に関する文書	工事設計書 工事(施工管理)関係書類	5年	廃棄
		機械整備(業務)に関する文書	業務委託設計書・報告書	3年	廃棄	
		機械設備(修繕)工事完成図・施工図	機械設備(修繕)完成図書 機械設備(修繕)工事施工図 機械設備管理台帳	30年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄	

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
13 監理に関する事項	監理	建設機械購入・貸付、配置、管理に関する文書  重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	建設機械購入報告書 建設機械貸付報告書 現有調書 建設機械無償貸付承認申請書 建設機械無償貸付報告書 建設機械有償貸付報告書 建設機械貸付実績報告書 建設機械配置表 請願・要望書 建設機械貸付契約書 貸付機械調書 貸付機械受領簿 建設機械機能現況表 建設機械使用実績報告書 建設機械履歴簿 貸付機械失・棄損報告書  ・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年 1年未満	廃棄 廃棄
14 事故報告に関する事項	事故報告	事故報告に関する文書  重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年 1年未満	廃棄 廃棄
15 物品管理に関する事項	物品管理	物品受領命令書  重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	3年 1年未満	廃棄 廃棄
16 計画に関する事項	計画	実施計画に関する文書	電気通信施設実施(事業)計画書	3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
17 無線局に関する事項	無線局	無線局申請書・届出書	決裁文書 申請書、届出書	5年	廃棄
			申請・届出資料(レベル計さん、回線設計、電波伝搬障害防止区域、混信調査)	5年(施設存続期間)	廃棄
		無線従事者に関する文書	決裁文書 届出書	3年	廃棄
		検査関係(開設・変更・定期)	事前データ 検査工程	5年	廃棄
		鉄塔・局舎・反射板に関する資料	構造計算、基礎計算	5年(施設存続期間)	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
18 電気通信施設に関する事項	全般	協定書、協議書等に関する文書	通信施設・通信回線に関する協定書・協議書、地域防災無線局に関する協定書、その他無線局に関する協定(借地、電気、水道、道路使用等)、光ファイバの民間事業者等による申し込み	特定日以後5年又は10年(事業終了)	廃棄
			関係機関との協議、調整に関する資料	特定日以後5年又は10年(事業終了)	廃棄
			電気受給契約	常用(無期限)	廃棄
			道路占用協議、河川占用協議、行政財産使用許可申請書、公共物使用許可申請、共架・添架関係、港湾区域公共空地占用許可申請、国有林使用	特定日以後5年(許認可等)	廃棄

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
		工事施工に関する文書	警察協議、道路使用許可、関係機関への設置届出・工事着手届、河川区域内作業届、土地の形質変更等許可申請、道路の工事又は作業等に関する意見聴取、緊急措置届出書	5年	廃棄	
			変更協議、検査結果通知、工事完了届、工事一時中止・再開、見積依頼、建設副産物、建設リサイクル、発生土	5年	廃棄	
			事故発生報告	3年	廃棄	
		導入整備、管理運営、開発に関する文書	ソフトウェア開発・導入検討資料	5年	廃棄	
		設計図書(重要施設)及び鉄塔局舎構造図	反射板、鉄塔設計図書	当該施設が存続するまで保存	廃棄	
		設計図書(小規模施設を除く)		5年	廃棄	
		設計図書(小規模施設)		5年	廃棄	
		完成図書(重要施設)及び鉄塔局舎構造図	反射板、鉄塔設計図書	5年(施設存続期間)	廃棄	
		完成図書(小規模施設を除く)		5年(施設存続期間)	廃棄	
		完成図書(小規模施設)		5年(施設存続期間)	廃棄	
		原簿・履歴簿に関する文書		当該施設が存続するまで保存	廃棄	
		原簿・履歴簿、定期報告に関する文書	運用状況報告書、障害状況報告書、実施計画、事業計画	3年	廃棄	
		点検報告に関する文書(電気工作物関係以外)		1年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	・正本・原本の写しとなる文書 ・定型的・日常的な業務連絡・日程表等 ・出版物・公表物を編集した文書 ・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 ・利用に適さなくなったことが明白な文書 ・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	
19	電気工作物に関する事項	電気工作物	電気工作物に関する文書	発電機設置計画、設置届、工事計画書(ばい煙)、消防関係書類、自家用電気工作物施設許可申請書及び届出書、危険物貯蔵所設置許可、少量危険物・発電設備・蓄電池設備設置	10年(施設存続期間)	廃棄
			自家用発電所運転半期報告	5年	廃棄	
			点検報告に関する文書	消防検査、点検	5年	廃棄

## 浜松河川国道事務所防災課標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
20 予算に関する事項	予算	予算に関する文書		1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄
21 会議に関する事項	会議	委員会・協議会に関する文書(主催)		3年	廃棄
		各種会議資料		1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本・原本の写しとなる文書</li> <li>・定型的・日常的な業務連絡・日程表等</li> <li>・出版物・公表物を編集した文書</li> <li>・所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書</li> <li>・利用に適さなくなったことが明白な文書</li> <li>・意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書</li> </ul>	1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄
2			取得した文書の管理を行うための帳簿	受付受領簿	5年	
3			決裁文書の管理を行うための帳簿	起案簿	30年	
4			行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管廃棄簿	20年	
5			標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	常用(無期限)	
6			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
7			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
8			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
9			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
10			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
11			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
12	公印の管理に関する事項	公印	公印の登録・廃止に関する文書	公印作成廃止届	常用(無期限)	廃棄
13			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
14			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
15			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
16			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
17			利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
18			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
19	個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
20			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
21			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
22			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
23			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
24			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
25			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
26	総務に関する事項	車両管理	車両管理に関する文書	車両管理業務委託関係書類	1年	廃棄
27				自操運転関係書類	3年	
28		庁舎管理	防火管理に関する文書	火気責任者指名簿	3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
29		府舎管理一般に関する文書	府舎管理記録簿	1年	
30			府舎取締責任者の代理者任命簿	3年	
31			府舎取締責任者の補助者任命簿	3年	
32	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
33		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
34		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
35		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
36		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
37		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
38	費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書	費用徴収関係書類	1年
39		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
40		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
41		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
42		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
43		利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
44		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
45	勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書	3年	廃棄
46			出勤簿	5年	
47			出勤状況報告書	5年	
48			超過勤務命令簿	5年	
49			管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	5年	
50			特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	5年	
51			休暇簿	3年	
52			離席願	3年	
53			レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿	3年	
54			週休日の振替等通知書	3年	
55			代休日指定簿	3年	
56	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
57		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
58		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
59		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
60		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
61			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
62	勤務時間に関する事項	勤務時間		健康保持のために勤務しないことの承認申請書	3年	廃棄
63				勤務状況報告書	1年	
64		海外渡航		海外渡航承認申請書	3年	廃棄
65		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
66					1年未満	廃棄
67					1年未満	廃棄
68					1年未満	廃棄
69					1年未満	廃棄
70					1年未満	廃棄
71	旅費に関する事項	旅費		旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
72				旅費概算・精算払請求書	5年	
73				2条目額出張命令書	1年未満	
74				旅行計画確認書	5年	
75				出張計画書	5年	
76		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
77					1年未満	廃棄
78					1年未満	廃棄
79					1年未満	廃棄
80					1年未満	廃棄
81					1年未満	廃棄
82	契約に関する事項	契約	契約に関する文書	検査等関係(定期等検収簿)	契約が終了する日にかかる特定日以後5年	廃棄
83						
84		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
85					1年未満	廃棄
86					1年未満	廃棄
87					1年未満	廃棄
88					1年未満	廃棄
89	物品管理に関する事項	物品管理		物品受領簿	1年	廃棄
90				物品払出請求書	1年	

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
91	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
92		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
93		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
94		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
95		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
96		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
97	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係	1年
98				工作物の新築・改築等の許可関係	1年
99				土石等の採取の許可関係	1年
100				土地の掘削等の許可関係	1年
101				河川保全区域内の許可関係	1年
102				河川予定地内の許可関係	1年
103				河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	1年
104		行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	1年
105			許認可等に関する届出・報告等に関する文書	砂利採取法に基づく業務状況報告書	1年
106				施工届	1年
107	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯	正本・原本の写しとなる文書		1年未満
108			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満
109			出版物・公表物を編集した文書		1年未満
110			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満
111			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満
112			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満
113	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	監督処分関係書	1年
114				行政代執行関係書	1年
115		不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立て書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文	行政不服審査法関係書(不服申立て)	1年
116			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	行政不服審査法関係書(弁明書)	1年
117			裁決書又は決定書	行政不服審査法関係書(決定書)	1年
118		国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年
119		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満
120			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
121			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
122			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
123			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
124			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
125	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係	1年	廃棄	
126				工作物の新築・改築等の許可関係	1年		
127				土石等の採取の許可関係	1年		
128				土地の掘削等の許可関係	1年		
129				河川保全区域内の許可関係	1年		
130				河川予定地内の許可関係	1年		
131				特定採取に関する協定書	1年		
132				河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	1年		
133			許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	1年	廃棄	
134				完成検査関係書	1年		
135			許認可等に関する届出・報告等に関する文書	砂利採取法に基づく業務状況報告書	1年		
136	不利益処分に関する重要な経緯			施工届	1年	廃棄	
137			不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	監督処分関係書	1年		
138				行政代執行関係書	1年		
139			不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	行政不服審査法関係書(不服申立書)	1年	廃棄
140			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	行政不服審査法関係書(弁明書)	1年		
141			不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	裁決書又は決定書	行政不服審査法関係書(決定書)	1年	廃棄
142			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
143				定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
144				出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
145				所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
146				利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
147			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
148	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年	廃棄	
149		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄		
150			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄		

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
151			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
152			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
153			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
154			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
155	法律に基づく協議等に関する事項	河川法に基づく協議等 重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	他の河川管理者に対する協議に関する文書	河川法第15条協議関係書	1年	廃棄
156			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
157			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
158			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
159			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
160			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
161			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
162	河川巡視に関する事項	河川巡視の計画その他 の経緯	河川巡視計画に関する文書	河川巡視計画書	3年	廃棄
163		河川巡視の報告その他 の経緯	河川巡視の報告等に関する文書	河川巡視報告書等	3年	廃棄
164		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
165			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
166			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
167			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
168			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
169			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
170	河川敷地の管理に関する事項	河川敷地と民地との境界確認に関する経緯	河川敷地と民地との境界確認に関する文書	河川敷地境界関係書	1年	廃棄
171		廃川敷地の貸付に関する経緯	廃川敷地の貸付に関する文書	廃川敷地貸付関係	1年	廃棄
172		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
173			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
174			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
175			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
176			利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
177			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
178	監査に関する事項	行政相談に関する内容等	行政相談に関する文書	行政相談処理関係書	3年	廃棄
179		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所中ノ町出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
180	容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
181		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
182		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
183		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
184		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
185	公共事業の実施に関する事項 【基礎的データ収集】	河川管理に関する事項	河川管理に関する記録	安全利用点検 出水期前点検	5年
186			河川監理員の報告に関する内容等に関する文書	河川監理員からの事務所への報告 関係	1年
187			河川管理一般に関する文書	申請書関係(証明書等の請求関係等)	1年
188	工事設計書等  重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	工事設計書等	工事設計書等	工事関係書類	5年
189		正本・原本の写しとなる文書			廃棄
190		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
191		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
192		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
193		利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
194		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 平田出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	行政文書ファイル管理簿 標準文書保存期間基準	常用 (無期限)	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	受付受領簿	5年	
		決裁文書の管理を行うための帳簿	起案簿	30年	
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管廃棄簿	20年	
2 公印の管理に関する事項	公印	公印の登録・廃止に関する文書	公印作成廃止届	常用 (無期限)	廃棄
3 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
4 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
5 勤務時間に関する事項	勤務時間		短期従事許可申請書	3年	廃棄
			出勤簿	5年	
			出勤状況報告書	5年	
			超過勤務命令簿	5年	
			管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	5年	
			特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	5年	
			休暇簿	3年	
			離席願	3年	
			レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿	3年	
			週休日の振替等通知書	3年	
			代休日指定簿	3年	
			健康保持のために勤務しないことの承認申請書	3年	
			勤務状況報告書	1年	
		フレックスタイム制に関する文書	・申告割り振り簿・状況申出書・状況変更届	3年	廃棄
6 旅費に関する事項	旅費		海外渡航承認申請書	3年	廃棄
			旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
			旅費概算・精算払請求書	5年	
			2条目額出張命令書	1年	
			旅行計画確認書	5年	
7 物品管理に関する事項	物品管理		出張計画書	5年	廃棄
			物品受領簿	3年	
			物品受領命令書	3年	
8 個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	物品払出請求書	3年	
			土地の占用の許可関係	当該占用施設の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	

## 平田出張所標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
			工作物の新築・改築等の許可関係 土石等の採取の許可関係 土地の掘削等の許可関係 河川保全区域内の許可関係 河川予定地内の許可関係 河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	当該占用施設の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年 許認可等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年	廃棄	
	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯	許認可等にかかる承認等のための決裁文書 許認可等に関する届出・報告等に関する文書	河川管理施設の引継関係書 砂利採取法に基づく業務状況報告書 施行届	1年 1年 1年	廃棄 廃棄 廃棄	
	行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	監督処分関係書 行政代執行関係書	1年 1年	廃棄 廃棄	
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立て書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	行政不服審査法関係書(不服申立て) 行政不服審査法関係書(弁明書) 行政不服審査法関係書(決定書)	1年	廃棄 廃棄 廃棄	
9	個人の権利義務の得喪及びその経緯	国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年	廃棄
10	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係 工作物の新築・改築等の許可関係 土石等の採取の許可関係 土地の掘削等の許可関係 河川保全区域内の許可関係 河川予定地内の許可関係 特定採取に関する協定書 河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	当該占用施設の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年 当該占用施設の占用が廃止された日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年 許認可等の効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日以後5年 1年 1年	廃棄
	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯	許認可等にかかる承認等のための決裁文書 許認可等に関する届出・報告等に関する文書	河川管理施設の引継関係書 完成検査関係書 砂利採取法に基づく業務状況報告書 施行届	1年 1年 1年 1年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄	

## 平田出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
	不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	監督処分関係書 行政代執行関係書	1年 1年	廃棄 廃棄	
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立てによる審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立てによる審議会等における陳述の内容を録取した文書 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	行政不服審査法関係書(不服申立て書) 行政不服審査法関係書(弁明書) 行政不服審査法関係書(決定書)	1年 1年 廃棄 廃棄	
11	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年	廃棄
12	法律に基づく協議等に関する事項	河川法に基づく協議等	他の河川管理者に対する協議に関する文書	河川法第15条協議関係書	1年	廃棄
13	河川巡視に関する事項	河川巡視の計画その他の経緯	河川巡視計画に関する文書	河川巡視計画書	3年	廃棄
	河川巡視の報告その他の経緯	河川巡視の報告等に関する文書	河川巡視報告書等	3年	廃棄	
14	河川敷地の管理に関する事項	河川敷地と民地との境界確認に関する経緯	河川敷地と民地との境界確認に関する文書	河川敷地境界関係書	30年	廃棄
15	監査に関する事項	行政相談に関する内容等	行政相談に関する文書	行政相談処理関係書	3年	廃棄
16	総務に関する事項	自動車管理	公用車使用伝票・業務注文書、業務計画書、車両管理確認日誌等、ETCコーポレートカード一覧・貸出簿	公用車使用伝票・業務注文書、業務計画書、車両管理確認日誌等、ETCコーポレートカード一覧・貸出簿	1年	廃棄
	庁舎管理	庁舎等管理責任者の代理人任命に関する文書 庁舎等管理責任者の補助者指定に関する文書 火気責任者の指定に関する文書 庁舎管理記録簿 来庁者記録簿	庁舎等管理責任者代理者任命書 庁舎等管理責任者補助者指定書 火気責任者指定書 庁舎管理記録簿 来庁者記録簿	3年 3年 3年 1年 1年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄	
	外部電磁的記録媒体に関する文書	外部電磁的記録媒体管理簿・記録簿	外部電磁的記録媒体管理簿・記録簿	1年	廃棄	
17	公共事業の実施に関する事項	工事設計書等	工事設計書等	工事関係書類	5年	廃棄
	河川管理に関する事項	安全・利用に関する事項 河川愛護に関する事項 河川の施設管理に関する事項	事故発生報告書 河川敷一時使用届 河川愛護モニター関係 点検関係資料 ・安全利用点検 ・出水期前点検 ・樋門橈管点検表	5年 3年 1年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄	
18	河川法に基づく台帳等に関する事項	河川法に基づく台帳等の作成	河川法に基づく台帳等に関する事項(常時)	河川現況台帳 河川現況台帳附図	常用(無期限) 常用(無期限)	
19	契約に関する事項	契約	庁舎清掃、プロパンガス供給、揮発油等購入、浄化槽点検、水道料検針、電子複写機の賃貸借及び保守、河川許認可審査支援	庁舎清掃、プロパンガス供給、揮発油等購入、浄化槽点検、水道料検針、電子複写機の賃貸借及び保守、河川許認可審査支援	1年	廃棄

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄
2			取得した文書の管理を行うための帳簿	受付受領簿	5年	
3			決裁文書の管理を行うための帳簿	起案簿	30年	
4			行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管廃棄簿	20年	
5			標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	常用(無期限)	
6		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
7			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
8			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
9			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
10			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
11			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
12	公印の管理に関する事項	公印	公印の登録・廃止に関する文書	公印作成廃止届	常用(無期限)	廃棄
13			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
14		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
15			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
16			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
17			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
18			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
19	個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
20			正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
21		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
22			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
23			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
24			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
25			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
26	費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書	1年	廃棄
27		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
28			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
29			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
30			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
31			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄
32			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄
33	勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書	3年	廃棄
34			出勤簿	5年	
35			出勤状況報告書	5年	
36			超過勤務命令簿	5年	
37			管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	5年	
38			特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	5年	
39			休暇簿	3年	
40			離席願	3年	
41			レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿	3年	
42			週休日の振替等通知書	3年	
43			代休日指定簿	3年	
44			健康保持のために勤務しないことの承認申請書	3年	
45			勤務状況報告書	1年	
46		海外渡航	海外渡航承認申請書	3年	
47	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容		正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
48			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
49			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
50			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
51			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄
52			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
53	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
54			旅費概算・精算払請求書	5年	
55			2条目額出張命令書	1年未満	
56			旅行計画確認書	5年	
57			出張計画書	5年	
58		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	
59			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	
60			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	
61			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	
62			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	
63			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	
64	物品管理に関する事項	物品管理	物品受領簿	3年	
65			物品受領命令書	1年	
66			物品払出請求書	1年	
67		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
68			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	
69			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	
70			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	
71			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	
72			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	
73	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係 工作物の新築・改築等の許可関係 土石等の採取の許可関係 土地の掘削等の許可関係 河川保全区域内の許可関係 河川予定地内の許可関係	1年 1年 1年 廃棄
74					
75					
76					
77					
78					
79		行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	1年 廃棄
80			許認可等に関する届出・報告等に関する文書	砂利採取法に基づく業務状況報告書	1年 廃棄
81				施行届	1年 廃棄
82					

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
83	行政手続法第2条第4号の不利益処分に関する重要な経緯  不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	監督処分関係書	1年	廃棄
84			不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書	行政代執行関係書	1年	廃棄
85		不服申立てによる不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書  裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	不服申立てによる不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	行政不服審査法関係書(不服申立て)	1年	廃棄
86			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	行政不服審査法関係書(弁明書)		廃棄
87			裁決書又は決定書	行政不服審査法関係書(決定書)		廃棄
88		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
89			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
90			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
91			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
92			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
93			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
94	個人の権利義務の得喪及びその経緯	国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年	廃棄
95	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書  定型的・日常的な業務連絡・日程表等  出版物・公表物を編集した文書  所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書  利用に適さなくなったことが明白な文書  意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
96			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
97			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
98			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
99			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
100			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
101	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書	土地の占用の許可関係	1年	廃棄
102	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		工作物の新築・改築等の許可関係	1年		
103	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		土石等の採取の許可関係	1年		
104	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		土地の掘削等の許可関係			
105	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		河川保全区域内の許可関係			
106	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		河川予定地内の許可関係			
107	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		特定採取に関する協定書	1年		
108	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記載された文書		河川管理者以外の者の施工する工事の承認関係書	1年		

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
109	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する経緯	許認可等にかかる承認等のための決裁文書	河川管理施設の引継関係書	1年	廃棄	
110			完成検査関係書	1年	廃棄	
111		許認可等に関する届出・報告等に関する文書	砂利採取法に基づく業務状況報告書	1年	廃棄	
112			施行届	1年	廃棄	
113			監督処分関係書	1年	廃棄	
114		不利益処分に関する重要な経緯	行政代執行関係書	1年	廃棄	
115			不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	行政不服審査法関係書(不服申立て)	廃棄	
116			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記載された文書		廃棄	
117			裁決書又は決定書		廃棄	
118	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄	
119		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
120		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
121		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
122		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
123		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
124	法人(国・地方公共団体含む)の権利義務の得喪及びその経緯	国又は行政機関を当事者とする訴訟以外の係争に関する重要な経緯	訴訟以外の係争を処分するための決裁文書その他当該処分に至る過程等が記録された文書	訴訟以外の係争に関する文書(処分案・理由等)	3年	廃棄
125		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
126			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
127			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
128			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
129			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
130			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
131	法律に基づく協議等に関する事項	河川法に基づく協議等	他の河川管理者に対する協議に関する文書	河川法第15条協議関係書	1年	廃棄
132		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
133			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
134			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
135	河川巡視に関する事項		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
136			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
137			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
138		河川巡視の計画その他 の経緯	河川巡視計画に関する文書	河川巡視計画書	3年	廃棄
139		河川巡視の報告その他 の経緯	河川巡視の報告等に関する文書	河川巡視報告書等	3年	廃棄
140		重要な意思決定及び跡 付けの対象とならない内 容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
141			定型的・日常的な業務連 絡・日程表等		1年未満	廃棄
142			出版物・公表物を編集し た文書		1年未満	廃棄
143			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
144			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
145			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
146	河川敷地の管理に関する事項	河川敷地と民地との境界 確認に関する経緯	河川敷地と民地との境界確認に関する文書	河川敷地境界関係書	1年	廃棄
147		重要な意思決定及び跡 付けの対象とならない内 容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
148			定型的・日常的な業務連 絡・日程表等		1年未満	廃棄
149			出版物・公表物を編集し た文書		1年未満	廃棄
150			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
151			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
152			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
153	監査に関する事項	行政相談に関する内容 等	行政相談に関する文書	行政相談処理関係書	3年	廃棄
154		重要な意思決定及び跡 付けの対象とならない内 容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
155			定型的・日常的な業務連 絡・日程表等		1年未満	廃棄
156			出版物・公表物を編集し た文書		1年未満	廃棄
157			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
158			利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
159			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
160	公共事業の実施に関する事項	河川管理に関する事項	河川管理に関する記録	安全利用点検 出水期前点検	5年	廃棄
161		重要な意思決定及び跡 付けの対象とならない内 容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
162	合	定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄	
163		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄	
164		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄	
165		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄	
166		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄	
167	総務に関する事項	自動車管理	自動車使用伝票	1年	廃棄	
168		庁舎管理	庁舎等管理責任者の代理人任命に関する文書	3年	廃棄	
169			庁舎等管理責任者の補助者指定に関する文書	3年	廃棄	
170			火気責任者の指定に関する文書	3年	廃棄	
171		庁舎管理記録簿	庁舎管理記録簿	1年	廃棄	
172		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
173			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
174			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
175			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
176			利用に適さくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
177			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	
178	公共事業の実施に関する事項 【基礎的データ収集】	工事設計書等	工事設計書等	工事関係書類	5年	廃棄
179		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
180			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
181			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
182			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
183			利用に適さくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
184			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	

## 浜松河川国道事務所新豊根ダム管理支所標準文書保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
185	公共事業の実施に関する事項	水理・水文データに関する事項	雨量 水位 地下水位 流量	自記紙・観測生データ 時刻・日・月・年整理資料 観測流量表、野帳等 H-Q式、H-Q曲線、H- √Q図等 観測所台帳	30年	廃棄
186		測量業務に関する事項	基準点測量 路線測量 水準測量 河川測量 深浅測量 航空測量 用地測量 河川縦横断測量 LP計測 地質調査 河床材料調査 図化等	測量データ	3年	廃棄
187		ダム管理に関する事項	観測・保守・点検記録	・堤体観測結果 ・漏水観測結果 ・地震記録 ・貯水池法面記録 ・各種保守記録 ・各種点検記録 ・地震時点検記録	30年	廃棄
188			ゲート操作に関する記録	管理日報	3年	廃棄
189			貯水池堆砂に関する資料	堆積資料	5年	廃棄
190			定期検査資料	定期検査報告書	5年	廃棄
191			他の施設管理者等との協議に関する文書	道路占用協議 河川占用協議	1年	廃棄
192	重要な意思決定及び跡付けの対象となるない内容	正本・原本の写しとなる文書			1年未満	廃棄
193		定型的・日常的な業務連絡・日程表等			1年未満	廃棄
194		出版物・公表物を編集した文書			1年未満	廃棄
195		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書			1年未満	廃棄
196		利用に適さなくなったことが明白な文書			1年未満	廃棄
197		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書			1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	20年	廃棄
		標準文書保存期間基準	・標準文書保存期間基準	30年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
2 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
4 人事に関する事項	倫理	国家公務員倫理規定に基づく許可・承認に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
5 勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	廃棄
		出勤簿		5年	廃棄
		超過勤務命令簿		5年	廃棄
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	廃棄
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	廃棄
		休暇簿		3年	廃棄
		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないことの承認簿		3年	廃棄
		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	廃棄
		勤務時間報告書		1年	廃棄

## 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
	海外渡航	海外渡航承認申請書		3年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
6	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿	5年	廃棄
			旅費概算・精算払請求書	5年	廃棄
			出張計画書・旅行計画確認書	5年	廃棄
			日額出張命令書	1年未満	廃棄
			領収書等	5年	廃棄
			チェックシート	5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄
7	道路占用に関する事項	道路法第32条	道路占用許可書に関する文書	・道路占用許可書 ・占用協議	許可の効力消滅する日に係る特定日以後5年
					廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満
			利用に適さくなったことが明白な文書		1年未満
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満
8	道路の管理に関する事項	道路損傷	道路附属物等復旧に関する文書	・道路損傷確認書 ・債権発生通知書 ・道路附属物等復旧工事施工状況報告書	5年
					廃棄
		道路敷地	道路敷地の管理に関する文書	・境界確認	30年
					廃棄
		道路法第24条	道路工事施工承認		30年
			道路工事施工承認（一時的な物）		5年
		協議	道路取付協議		協議有効期間終了の日に係る特定日以後10年
					廃棄
		パトロール日誌	パトロール日誌		3年
					廃棄
		事前調査	各種調査に関する資料	・調査依頼	1年未満
			行政相談		3年
		埋設物件確認書	埋設物件確認書		5年
			情報ボックス	・鍵貸与申請 ・入溝申請	5年
		管理協定	管理方法に関する文書		協定有効期間終了の日に係る特定日以後10年
					廃棄

## 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
9	総務に関する事項	作業に関する届出	道路上作業届	1年	廃棄	
		道路管理事務業務	道路管理事務業務関係	1年	廃棄	
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	
		自動車管理	車両管理業務関係	1年	廃棄	
		庁舎管理	庁舎等管理責任者の代理者任命に関する文書	庁舎等管理責任者代理者任命書	3年	廃棄
			庁舎等管理責任者の補助者指定に関する文書	庁舎等管理責任者補助者指定書	3年	廃棄
			火気責任者の指定に関する文書	火気責任者指定書	3年	廃棄
			庁舎管理記録簿	庁舎管理記録簿	1年	廃棄
		郵便業務	郵便関係	後納郵便	1年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	
10	物品管理に関する事項	物品管理	物品管理関係	物品受領簿	3年	廃棄
				物品受領命令書	3年	廃棄
				物品払出請求書	1年	廃棄
				物品取得通知書	5年	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書	1年未満	廃棄	
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等	1年未満	廃棄	
			出版物・公表物を編集した文書	1年未満	廃棄	
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書	1年未満	廃棄	
			利用に適さなくなったことが明白な文書	1年未満	廃棄	
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満	廃棄	

## 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11	公共事業の実施に関する事項	施工に関する協議	施工協議文書	・道路の工事又は作業等に関する意見聴取並びに協議 ・河川協議（仮設構造物） ・道路法35条協議（仮設構造物） ・各種届出・承認申請等	3年	廃棄
		工事契約の履行	工事の履行に関する文書	・関係機関等への依頼・要請	1年	廃棄
		請願・要望	請願・要望に関する文書	・請願・要望書	1年	廃棄
		会議	会議に関する文書	・会議資料	1年未満	廃棄
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
			出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
			所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
			利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
			意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄

## 浜松河川国道事務所浜松国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	廃棄
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿 ・受付・受領簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿 ・起案簿	30年	廃棄
		行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・移管・廃棄簿	30年	廃棄
		標準文書保存期間基準	・標準文書保存期間基準	20年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
2 個人情報保護に関する事項	個人情報保護	保有個人情報取扱状況記録台帳	・保有個人情報取扱状況記録台帳	30年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
3 費用徴収に関する事項	費用徴収	費用徴収に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
4 人事に関する事項	倫理	国家公務員倫理規定に基づく許可・承認に関する文書		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
5 勤務時間に関する事項	勤務時間	短期従事許可申請書		3年	廃棄
		出勤簿		5年	廃棄
		超過勤務命令簿		5年	廃棄
		管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿		5年	廃棄
		特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿		5年	廃棄
		休暇簿		3年	廃棄
		レクリエーション行事に参加し又は総合的な健康審査を受けるため勤務しないこととの承認簿		3年	廃棄
		週休日の振替等通知書		3年	廃棄
		健康保持のために勤務しないことの承認申請書		3年	廃棄
	海外渡航	勤務状況報告書		1年	廃棄
	海外渡航	海外渡航承認申請書		3年	廃棄

## 浜松河川国道事務所浜松国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
		重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
6	総務に関する事項	自動車管理	公用車使用伝票 自操運転に関する文書 車両管理業務に関する文書	1年 3年 1年	廃棄 廃棄 廃棄
			庁舎管理記録簿	1年	廃棄
			庁舎等管理責任者代理者任命書	3年	廃棄
		庁舎管理	庁舎等管理責任者補助者指定書	3年	廃棄
			火気責任者指定書	3年	廃棄
			掲示物許可に関する文書	1年	廃棄
		郵便業務	郵便関係	1年	廃棄
			正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	1年未満	廃棄
7	旅費に関する事項	旅費	旅行命令・依頼簿 旅費概算・精算払請求書 3条日額出張命令書 旅費支出負担行為決議書 旅行計画確認書 出張計画書	7年 7年 1年 7年 5年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
			正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	1年未満	廃棄
		道路占用に関する事項	道路占用許可書に関する文書	・道路占用許可書 ・占用協議	許可の効力消滅する日に係る特定日以後5年
			道路占用に準ずる事項	・道路管理者間設置協議書 ・公安関係設置協議書	効力消滅する日に係る特定日以後5年
			正本・原本の写しとなる文書 定型的・日常的な業務連絡・日程表等 出版物・公表物を編集した文書 所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書 利用に適さなくなったことが明白な文書 意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書	1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満 1年未満	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
			重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	1年未満	廃棄
			損傷	・道路損傷確認書 ・債権発生通知書 ・道路附属物等復旧工事施工状況報告書	5年
		道路敷地	道路敷地の管理に関する文書	・境界確認	30年

## 浜松河川国道事務所浜松国道維持出張所標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
9 道路の管理に関する事項	道路法第24条	道路工事施工承認（重要なもの）		30年	廃棄
		道路工事施工承認（重要な物以外（一時的な物））		5年	廃棄
	警察協議	80条協議関係書類		3年	廃棄
	協議	道路取付協議		協議有効期間終了の日に係る特定日以後10年	廃棄
	パトロール日誌	パトロール日誌		3年	廃棄
	請願・要望	請願・要望書に関する文書	・請願・要望書	1年	廃棄
	苦情処理	苦情処理	・行政相談処理表	3年	廃棄
	その他施設管理者	道路以外の施設管理者等との協議に関する文書		5年	廃棄
		埋設物件確認書		5年	廃棄
	申請関係	公安委員会に対する申請関係書類		1年	廃棄
		その他関係機関に対する申請関係書類		3年	廃棄
	情報ボックス	情報ボックス	・鍵貸与申請 ・入溝申請 ・入溝作業完了届 ・鍵返納届	5年	廃棄
	道路管理事務業務	道路管理事務業務		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄
10 道路工事の実施に関する事項	維持修繕	交通規制に関する文書		3年	廃棄
		工事実施に関する文書		1年	廃棄
	工事施工	工事（施工管理）関係書類		5年	廃棄
		工事（施工管理以外）関係書類		1年	廃棄
	重要な意思決定及び跡付けの対象とならない内容	正本・原本の写しとなる文書		1年未満	廃棄
		定型的・日常的な業務連絡・日程表等		1年未満	廃棄
		出版物・公表物を編集した文書		1年未満	廃棄
		所掌事務に関する問い合わせ等に関する文書		1年未満	廃棄
		利用に適さなくなったことが明白な文書		1年未満	廃棄
		意思決定の途中段階で作成した当該意思決定に極めて影響の少ない文書		1年未満	廃棄